

概念集・別冊 2

～ラセン情況論～

～ 1 9 9 6 ・ 5 ～

序文.....	1
地震に関する集会で.....	3
地下鉄サリン事件の一周年に.....	6
オウム裁判の限界.....	8
麻原氏に対する第1回公判について.....	10
極東軍事裁判の現情况的意味.....	12
オウムと全共闘.....	16
批評のルールとは何か.....	18
TBSは間違っていない.....	20
戦争と日常とダイオキシン.....	24
インターネット概念の解体と再生のために.....	26
ドゥルーズへの非追悼的追悼.....	30
ユナボマーの孤独な闘い.....	33
あとがき.....	35

序文

一九九六年五月

刊行委 氣付 松下 昇

概念集・別冊1の刊行以来、それまでの号を読んでいた読者が増加している気配があり、この変化に影響されて別冊2を1との関連で刊行することになった。しかし、そのままの持続ではなく、前記のような読者が表面的なテーマの展開の核心にある何かを、私たちの刊行してきたとしていく全過程との関連において自発的に追求し始めるための契機になるように構成しているつもりである。この号を刊行する私たち自身こそを、「前記のような読者」の中心に設定したのであるが：

それと共に、この号では、これまでも表現の対象としてきた領域へ、ラセン状に踏み込もうとしている。表紙の副題を「ラセン情況論」としているのもそのためである。従って目次からも判るように、単にオウムの子音だけではなく、かなり多彩なテーマと交差しているけれども、それらに共通するのは、この一年間の変化の根底にある何かとの格闘である。これについては、「サリン事件の一周年に」でも展開しているけれども、別の視点からのべてみることにする。

この一年間の変化の根底にある何かをヴィジョンとして把握するための媒介として、地震とオウムを設定してみると、一年前の、これからどのように事態が展開していくかについて、いわば未知なるものへの怖れがあったとして、一年後の現在は、これからの事態がかなり既成の判断基準で予測可能な、いわば既知なるものへの安心ないし諦めが生じているのではないか。これとよく似たパターンを想起すると、一つは45年の敗戦直後の日本は歴史から抹殺され、国民はみな戦勝国の奴隷にされるかも知れないという恐怖から、46年のアメリカ的占領政策への賛美に近い風潮への変化であり、もう一つは69年の全国の主要な大学のバリケード封鎖（の象徴としての東大の入試の中止）による全ての学問・教育体制にとどまらず知識・文明体系の転倒を予感した者たちの全社会的な規模をもつ姿勢から、70年の生活の条件をととのえるために既成の秩序を部分にせよ必要とせざるを得ないという、ためらいを含む不可避免的なだれ現象への変化である。

95年から98年の変化は、前記の変化に匹敵する質を帯びているのではないか。

・六甲大地震の痕跡は次第に消去され、人々は地震などなかったかのように生活し続け、地震前の文明・発想体系が支配的になっている事態に耐えることさえ忘れかけている。
・オウム裁判の進行を季節の移り変りのように感受している人々は、現在の情況が、サリン・「幻の11月戦争」以降のネガであることを考えずに日々を過ごしている。

45〜46年や69〜70年を体験していない人もこの視点から、この号の位置を共有できるのではないか。そして、私たちは、地震やオウムを契機として論じているとしても、個々のヴィジョンや時期やテーマではなく、より普遍的かつ切迫している何かへラセン状に迫りつつ格闘していることを感じとり、共闘への提起をしていただくことを切望する。

註

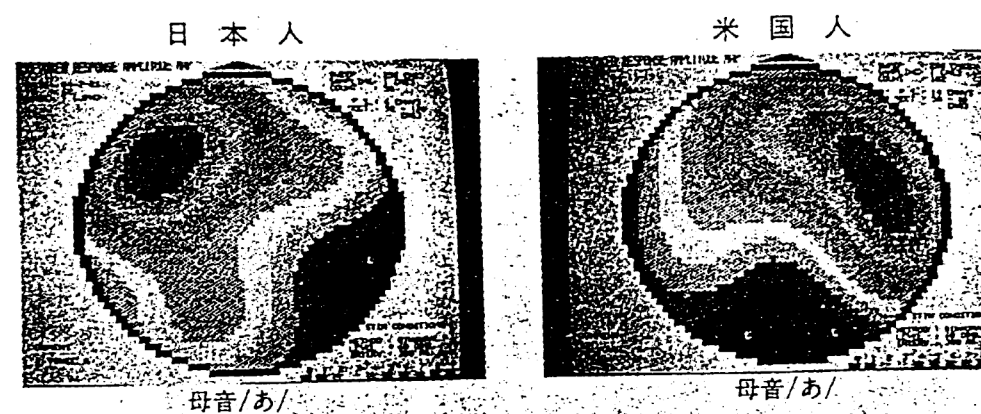
1―できれば、読者は、これまでの刊行過程、とりわけ概念集12（95年3月）、批評集α 3（95年6月）、概念集・別冊1（95年10月）、概念集への索引と註（96年1月）、概念集への補充資料（96年1月）の作成／刊行に関わった主体であることを仮装して、この号をどのように作成／刊行するかを考えてほしい。（もっと別のことをする、あるいは何もしないことを含めて。ともかく、ここにある号を自明の前提として把握することはしないでいただきたい。）

2―95年から96年の変化の最も主要な特性を、未知への態度から既知への態度へ、と表現するとして、問題への関わり方として表現し直すと、当事者になりうる位置での苦痛の感覚から傍観者の位置での対立ないし拡散へ、である。このように生きていることを疑わない居直りの雰囲気をもらす全ての人々関係と闘う、といえ少し何かが伝わるであろうか。

3―地震やオウム論じ方によって、それぞれの人々関係の位置が明確になってきたのは得難い成果であるが、あらためて驚いたのは、それぞれの人々関係が時間を潜ったり基準にしたりする場合の無数の形態や比重に関してであった。一例を挙げると、刊行委の一人（松下）にとってはオウム教団の86年以降の10年間を直ちに自己の軌跡と対比して発想するが、他の人にとっては対比すべき軌跡が確実な手触りとしてはないか、それ以外の発想軸に依拠している。相互に立場として等価であると前提しつつ、それらの関連をより深く追求／応用していききたいテーマとして記しておく。

4―もう一つの新たなテーマの感触は、それぞれの人々関係が何かを見たり、聴いたり、語ったり、書いたりしている場合に、表面上は活気に満ちているようであるが、実際はひどい空虚をかかえ、しかも気付かないフリをしていることである。私たちの刊行してきたパンフレットを届けようとする時などに、この感触は明確になる。比喩としても、苛酷な現実としても、「ごちそう」を食べ飽きている人々が、私の差し出すへ飢えた者たちの食物へ一瞬しめす当惑の感触と対応している。表現の問題としていい直せば、地震で生き埋めになっている人や、獄中にいる人には筆記用具や表現意欲さえ奪われている意味をとらずに表現を浪費している、いや、させられているのであり、社会の総体が浮きドックのように表現の発生基盤や根拠から遊離しつつあるのではないか。

5―「へ地獄」を描き、それと闘う方法としての概念集のヴィジョンに関しては、96年1月に刊行した「概念集への索引と註」に掲載した討論断片の中でもふれているが、そのための表現手段を生存の原点から把握し直しつつ、描く対象や闘う方法、そして共闘者と出会っていききたい。



脳波トポグラフィー図(角田忠信「脳の発見」大修館書店 より)

吉本隆明『母音論』(95年11月)から転載

刊行委の註―3、4、5ページの連続表現や資料や討論過程を総体的に

〈地震に関する集会で〉というタイトルとして目次に表示した。

地震についての討論テーマ

96年1月17日（地震の一周年！） 松下 昇

（自己紹介：36年3月生まれ。63年〜70年は神戸大学教員、その後は〈無職〉）

予定日時としては、96年1月17日（水）

2月14日（水）

3月20日（水）

のそれぞれ午後1時〜3時の時間帯の自由な討論の中で提起していきます。

一応のテーマ設定

①地震をどのように表現するか。

②地震をどのように生き延びるか。

③地震をどのように他のテーマと関連させるか。

①地震をどのように表現するか、については次のようなヴィジョンが浮かんでいます。

（配布する討論資料を媒介して展開します。）

a―地震の命名：「阪神大震災」という呼び方への疑問、〈六甲大地震〉という提起。

b―地震を体験した瞬間を振り返ってみると、

すぐには何が起こったのか判らなかつた場合があるのではないか。

〈地震〉だと判っても、それをどのようにいいあらわしてよいか

判らなかつた場合があるのではないか。

c―生きている位置や立場によって、〈地震〉のとらえ方や反応は多様ではないか。

d―全身／全生存の条件の急激な変化をどのように表現／伝達するか。

ヒトと他の動物、植物、鉱物などの場合を比較する想像力が不可欠ではないか。

e―例えば、言葉以外の音や色や／で〈地震〉を表現する場合の変化は何か。

f―ヒトの場合も（右と左の）脳の構造の違いで〈地震〉の感じ方が違うけれども、

これは言葉や表現方法の分岐に関わる重要問題ではないか。

g―この問題をさらにcの問題と統一的に考えていく必要があるのではないか。

（その他、討論の過程で出てくるどのようなテーマについても一緒に考えていきます。）

②、③のテーマについては、①の討論を踏まえ、また、それぞれの段階の条件や関心に
応じて設定／提起していきます。

刊行委の註―概念集5の〈資料の位置〉の註1は、地震などの災害時における生存条件を
考える媒介になるので、転載しておく。

註1…宇宙空間の生存に必要な条件―固定した重力場、空気、水、食料などの供給方法を
含む―を(1)とし、監獄での対応条件を(2)とし、この落差を振幅を止揚しうる
資料が資料の原像であり、その資料を作成する三段の欠如のまゝに無意識に同位相の
資料を生きているのが〈大衆の原像〉(むしろ〈存在の原像〉)の条件であろう。

地震についての討論テーマ

96年2月14日(バレンタインデー!) 松下昇

第1回(1月17日)の集まりで配布したレジュメと資料を再確認して下さい。今回は、一応のテーマとして設定しておいた

①地震をどのように表現するか。

②地震をどのように生き延びるか。

③地震をどのように他のテーマと関連させるか。

の②についてです。

②地震をどのように生き延びるか、については第1回で配布したレジュメの項目の

cー生きている位置や立場によって、〈地震〉のとらえ方や反応は別々ではないか。

(生理的な脳の構造による受け止め方の把握と、形成・鍛練過程への注目)

dー全身く全生存の条件の急激な変化をどのように表現く伝達するか。

(ヒトだけでなく、全生命体の位置との関係・感覚を重視しつつ…)

が、そのまま連続的に今回のテーマとなってきます。これに次の項目を補充します。

aー生存の基本条件とは何か。(日常生活の幅を超えて、病気・負傷、監獄への拘束

や水中・宇宙空間の遊泳、夢の中の行為などを含めて想像してみる。)

bーaを考える契機の一つとして〈地震〉があるとして、生存に危機をもたらす状況の

歴史性・総体性の中でとらえかえすべきではないか。

(例としてー過去の地震、戦争、争い、精神的打撃などと比較する場合の位置)

eー今までの生存く生活条件を復活させるだけでよいのか。(露出した文明の弱点)

fー今までの生存く生活条件を再検討する方法は何か。(ポランティア概念の止揚)

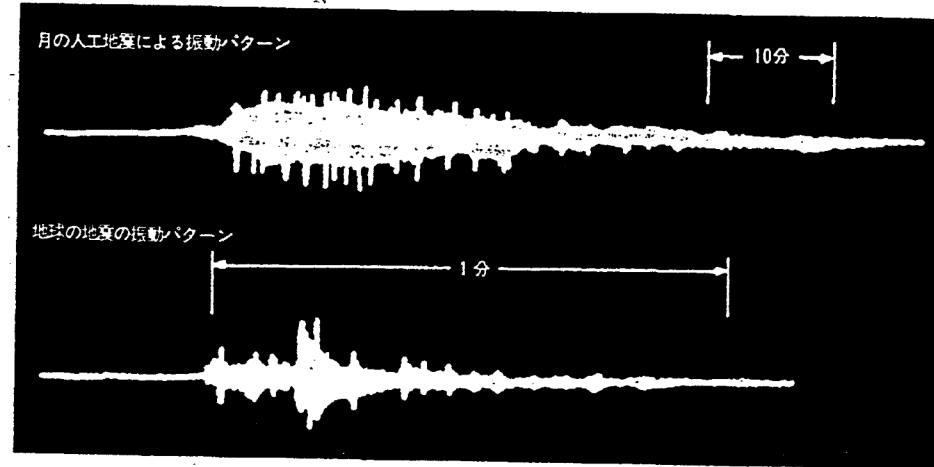
gーライフラインという概念の再検討が緊急に必要ではないか。

(各項目に関連する配布資料を参照して下さい。その他に討論の過程で出てくるどのようなテーマについても一緒に考えていきます。)

註として…

個人的なレベルではあるが、私としては、特にりに関連させていうと、

少年期の空襲体験、60年安保闘争段階の権力の弾圧、69年バリケード空間の孤立、76年の子どもの突然の死などの方がはるかに自分の存在の根拠に(そして、それを媒介して状況の根拠に)迫ってくる感覚があり、今回の六甲大地震による被害感覚としての印象は殆どない。それは、実際に被害を受けた度合が少ないからであるともいえるが、それ以上に、地震を被害にだけ重点を置いて把握してしまうと、より大きい問題を見失うのではないか、という疑問を、これまでの様々のテーマとの格闘過程から直観しているためである。被災により家族や住居や仕事を失った人々の問題も、ホームレスの人たちや私に関する70年処分・起訴以降、76年の未字の死以降の問題の拡がりで考えている。



「ムー」92年11月号（飛鳥昭雄氏の文章に添付）

（前略）

1969年7月20日、人類は初めて月の大地を踏んだ。人間が実際に月へ行つて調査すれば、月の謎は解明されるはず、だれもがそう信じていた。ところが事実はまったくの逆。アポロ計画は、皮肉にも人類にさらなる月の謎を突きつけることになったのである。まず天文学者を驚かせたのは、月の内部構造に関するデータであった。一般に地下の構造を調へるとき、地震を利用する。震動波の大きさや伝わり方を調へることで、地中がどんな構造になっているのかわかる。

月の内部構造の調査も同様の方法がとられた。月着陸船が月面を離れるとき、離陸装置を切り離す。離陸装置はそのまま月面へ落下して激突する。そのとき、とても強い衝撃が生じる。この衝撃を人工地震のエネルギーとして利用するのである。

この人工地震実験はアポロ12号で初めて行われた。だが、こうして得られたデータはだれも予想だになかった、実に驚くべきものだった。衝撃によって発生した地震は震動が徐々に大きくなり、ピークが長い時間続いた。しかもその地震の継続時間は、なんと3時間を超えることがあったのだ。

こうした地震は地球上では決して考えられない。地球上の場合、ひとつのパターンがある。初期微動がしばらくつづいた後、突然横揺れが始まり、ピークを迎えると急速に減衰していくのである。特に人工地震に限っていえば、地震が1時間を超えて続くことはありえない。

では、月で得られたデータは、何を意味するのか？ この結果からまずいえることは、月の内部構造は地球とはまったく違うということだ。

実は月の地震のパターンとまったく同じ震動をするものが存在する。震動のピークが長く、地震の継続時間も極端に長い——釣鐘やドラがそれである。つまり、月も釣鐘と同じようにガランドウなのである。

（後略）

地震についての討論テーマ

96年3月20日（地下鉄サリン事件1周年！） 松下 昇

第1回（1月17日）と第2回（2月14日）の集まりで配布したレジュメと資料を再確認して下さい。今回は、一応のテーマとして設定しておいた

①地震をどのように表現するか。

②地震をどのように生き延びるか。

③地震をどのように他のテーマと関連させるか。

の③についてです。

③地震をどのように他のテーマと関連させるか、については第1回と第2回に配布したレジュメの項目が、すでにそうであるといってもよいのですが、それを踏まえて何かを提起しようとなると、多岐にわたり過ぎてしまうので、むしろ一言で

・六甲大地震の発生以降、現在まで各人が直面している問題の総体！

といってしまった方が本質的かつ情動的であると感じます。しかし、それでは討論の契機を見つけないので、まず、私自身にとって、六甲大地震の発生以降、現在まで直面している問題は何かについて語ってみます。そして、その問題が、この集まりに参加している人だけでなく、地震の問題を共有している全ての人々の問題との関連においてどのような位置にあるのかを計測してみたいと思います。

前回のレジュメで、個人的なレベルではあるが、私としては、地震に匹敵する衝撃を受けた体験についてのべました。これを共通のレベルで普遍化して提起し直すと、

- ・現在の社会に生存する一人一人にとっての地震に匹敵する体験、その集合の総体の中で各人の体験がもっている位置の確認から出発して地震の位置を（も）把握し、
- ・この場合の〈体験〉は、過去形だけではなく、未来形を（も）含め、
- ・各人の体験が、どのような解決を必要としているかの討論の場と方法を追求したい。

ということになります。

前回のレジュメの個人的な註に関連し持続させていうと、私は、被災により家族や住居や仕事を失った人々に対して同情よりは、やっと同じ代人になっけてきているな、という仲間意識を感じており、また、地震と対応する比重をもつ事件の一つであるサリンによる事件の当事者―被害者および加害者とされる人の総体―についてもそうです。さらに、それぞれの事件の被害の側面だけではなく、文明的な発想し存在基盤を対象化する契機として私たちの共通の問題にしていきたい、というのが、私自身にとって、六甲大地震の発生以降、現在まで直面している問題の基軸にあります。討論過程でさらに補充するとして、とりあえず…。

刊行委の註1前のページまで、96年1と2と3月に、地震に関する討論集会（会場はへ光でできたパイプオルガンの集会場）で配布したレジュメを転載した。このレジュメは直接の参加者に対してというよりは、可視的には参加していないが、存在を感じできる人々を意図して提起している。討論経過などについて関心のある読者へは、連絡に応じて、ここに転載しない資料配布と共に届けることは可能。

このレジュメの転載の位置を序文の直後にしたのは、このパンフレットの作業段階で最初に作成したためであるが、それだけでなく、最後の3月段階の集会で配布した表現へ地下鉄サリン事件の一周年に（次のページに転載）を読者諸氏も連続して把握しつつ、この号のラセン軸を共有していただきたいからである。

地下鉄サリン事件の一周年に

―序文の位相で―

96年3月20日 松下 昇

95年3月20日以前には、六甲大地震の地響きは、まだ多くの人々の意識に無意識を揺り動かしていた。被災したかどうかにかかわらず、現代社会のよろさについて、文明的な位相での深刻な反省がなされつつあった。人間は苦難の時に、意外に強さと優しさを発揮しうるものだという発見が共有された。しかし…

95年3月20日以後には、前記の状態は持続はしたとはいえ、背景に押しやられ、多くの人々は被害の具体的可能性があるかどうかにかかわらず、反社会的集団の悪意を憎悪し、人間は、やはり危険で油断できない本質をもつものであるという確認へ復帰し、権力行使の逸脱も大目に見る傾向が生じた。

ある日付のある事件を境界として、人々の心がこれほど大きい別の傾斜の流れに向かう分水嶺を通過したことは、この列島の歴史にはあまりなかったのではない。辛うじて、45年8月15日の日本国家の敗戦段階の前後を想定しうるだけである。別の傾斜の流れに向かう分水嶺のどちらかの側を選ぶのではなく、双方ないし総体を揺り動かしつつ生きることを目指した私としては、95年3月20日という日付に象徴される地下鉄サリン事件ないしオウム関連事件を、戦後50年という〈巻物〉の反対側の端（孔子の「論語」によれば、これを〈異端〉というようである。）との対比において把握しようとすることは必然であった。国家によるオウムへの報復裁判を、戦勝国家による敗戦国家への報復裁判としての東京・ニュルンベルク裁判と同時に批判的に対象化しようとすることも。

さらにいえば、戦後50年のちょうど中央の均衡点ないし頂点にある70年前後の情況がもつ意味の重要性や、この位置から戦後50年を統一的な山系として把握していく方法の可能性が開示されているということができ、概念集を基軸とする私たちの試みは、大きい推進力を情況から獲得している。95年3月20日という日付は、そのような発想を可能にした出発点の日付であるとして、その後1年を経過する私たちの同時代者が、どのようにこの問題意識を共有しているかという、それは殆ど共有されていないといわざるをえない。しかし、私たちが、このような問題意識に出会っていることは何ものも消去しえない事実であり前提であり、全てはここを巡って展開していくであろう。

95年3月20日から96年3月20日への1年間は、戦後50年に匹敵する速度と質量で私たちの（無）意識領域を通過した。この直観に関連するさりげない、しかし確固とした確信については、〈概念集への索引と註〉の〈あとがき〉にも、〈幻の11月戦争〉の向こうへ歩むヴィジョンとして記しておいたが、それに交差してくるいくつもの新たな爆発的光景へさらに踏み出していきたい。

註

1ー95年3月20日に作成した本文からはみ出すテーマについては、次の註の他に序文で提起しているので統一的に把握していただきたい。

2ーオウム事件を媒介して私たちに問われているのは、序文にも記したが、

・死者たちや監獄に拘束されている人々を放置したままの観客席での評価や野次の応酬が前面に出てきているのが現在のオウム情況の特性である。特に、国家権力によるオウムへの破壊活動防止法や宗教法人法の適用を歓迎する人々は勿論のこと、国家権力による報復裁判を自然現象のように眺め、裁判過程への提起や批判をなさないオウム論者たちは、論旨の内容如何に関わらず、国家権力の同伴者である。また、だれもが何かの形で〈宗教〉の信者として生きること強いられると仮定し、その再検討と転倒を開始し得ない者たちのオウム論は、教祖への評価や自分の行為への評価を急激に変化させたオウム信者にも及ばないといわざるを得ない。なぜなら、そのようなオウム信者は、自分を観客席に置くことが不可能なまま、かつ自分の存在に対して圧倒的多数者からマイナスの評価しか持ちえない段階で自分の軌跡に深く関わっている宗教への判断を強いられているのであり、その何重もの拘束性との緊張関係の中での判断は、そうでない任意の人のオウム論よりも本質的であり、任意の〈宗教〉の把握と批判の作業に示唆を与え得るからである。

・オウム事件が触発する何か不確定なものへの怒りを、自己の生存／発想の軌跡の検討と、自己と世界への批判へ応用していく人こそが、95年3月20日以降の1年間を、本当に生き始めているのではないか。自分にとって不可避的な〈幻の11月戦争〉のヴィジョンは様々でありうるとしても、この現実が何かのネガであると感受しうる感性が緊急に必要である。それは、たんに破壊活動防止法や宗教法人法の適用を、自分の問題として変換して受け止め、反撃しうる生き方をだけ指しているのではない。自分の存在の仕方を抑圧してくる関係総体がサリン事件以上の〈事件〉なのであり、それと対応して、私たちは法的にではないとしても、自己の存在が引き寄せてくる名づけ難い〈事件〉の〈被告人〉であるという判断を、全ての発想の起点に設定すべきではないか。

3ーなお、オウムの被告人たちに対してn年後にありうる判決や処刑だけではなく、多くの事件に関連する獄中者、とりわけ20年以上も監獄に拘束されている連合赤軍や東アジア反日武装戦線の人々への死刑執行を阻止する努力を怠ってはならないであろう。かつてヨーロッパ帰りの先端的知識人であった永井荷風は、大逆事件の「犯人」への死刑執行を知り、同時代の日本に絶望して江戸時代の伝統と遊蕩へ傾斜していくけれども、そのような質の絶望さえない人々が大多数を占めてきているとしても、それに〈絶望〉することなく私たちは3・20一周年以降の情況と闘っていく。

(前略)

事件全体の解明とは別に、オウム関係者の逮捕を歓迎し死刑を当然のこととして予測する全ての人の位置への批判的立場を持統する。オウム関係者の行為を審理し評価しうるのは、かれらのやろうとしたことと対等なことを別の方法で実現していくことを開示している者だけである。オウム関係者の行為に、たとえ非人間的な要素が感じられるとしても、現代の非人間的な要素の総体との関連において、とりわけヒトラー、スターリン登場から現在の世界的な内戦情況における無数の無名の死者の群の重さを視野に入れないう判断は、必ず国家によるオウムへの報復(の安易な追認)と真の問題の隠蔽を招く。

この社会の全ての矛盾の責任追求との関連なしにオウム責任追求などなしえない。(後略)

(批評集a篇3・68ページから)

(前略)

これまでの日本ないし世界の刑事裁判において、对国家規模の事件があり、その当事者の行為に既成の倫理から判断しても誤りがあるとみなされた場合、被告人を弁護しうる論理は、前述の提起を応用して次のように展開されるであろう。

被告人らに責任があるとすれば、教団の一員として誠実に行為したことが客観的にもつ誤差について明確に自覚しえていなかったという点に象徴できる。現段階での法的抑圧機構としては最大の〈教団〉である国家によっては戦争と参加者を本質的に裁く原則が具体化していない現在、被告人らを国家が裁くことはできない。もし被告人らが自らの宗教性の限界批判を今回の事件を媒介してどこまでも深化させていくならば、教団と国家の誤りを共に裁く原則を見出し、その原則によって自らをも裁くであろう。それ以外の裁きの強制は無効であり、国家としての報復と問題点の隠蔽しかもたらさない、というように。(後略)

(概念集・別冊1・10ページから)

オウム裁判の限界

これを記しているのは96年4月24日に予定されている麻原氏に関する第1回公判よりも前の段階であるが、現在までのオウム裁判を概観した場合の問題点を素描してみると、

0―審理の前提（概念集・別冊1の「オウム裁判を真に開始するために」参照）は、いまだ形成されていない。国家権力がこれを無視し抑圧するのは当然であるとしても、弁護団や教団法務担当者にも、審理の開始条件が欠損しているという意識がなく、現在の裁判レベルへの対応で精一杯の現状である。

1―公安審査委が行政処分という名目で、刑事裁判における司法判断を踏まえずに破壊活動防止法を団体適用しつつある一方で、検察庁が個々の被告人を分離して起訴している状態は、法的な論理として矛盾しており、それ以前に、破壊活動防止法自体が憲法違反の法律なのであるが、憲法違反を現実的に強行するのが日本国家の特性であることを、この場合にもあらためて痛感する。

2―オウムに対する大多数の人々の心証は、「いまだかつてない罪を犯した者たち」というものであろう。ここに、すでに大きい背理が含まれている。いまだかつてない罪をこれまでの日本国家の法律で裁けるのか。いや、裁ける！と大多数の人々は日本国家と共に叫ぶであろう、今ある法律を徹底的な憎しみをこめて適用せよ、と。ここには、罪を憎んで人を憎まず、という古来からの民衆のやさしさは影をひそめてしまっているが、それらの人々の心の中に滅び切っていない民衆性は、未踏の状況で出現したオウムの罪をこのようにしては裁けないことを無意識の内に自覚しているはずである。

3―一方、へいまだかつてない罪を裁く法規ないし運用を要求する人々、とくに日本人は、第2次世界戦争の戦勝国が日本やドイツの戦争指導者を「いまだかつてない」平和に対する罪を罰する法規を新たににつくって裁き処刑したことを認めることになるのである。それでもいい、という人はあってもいいが、自分もその罪があるから、50年遅れた責任を含めてこれから自己審理し自己処刑する、という人（もちろん戦後生まれの人を含む。）以外を私たちはオウムの行為を判断しうる同時代人として認めない。

4―既成の法律概念、とくに適用範囲からもオウム裁判の欠損を指摘できる。例えば、ロシアにおける武器調達や射撃訓練、オーストラリアの牧場での羊を犠牲とするサリン実験、他にもまだ開示されていない行為、さらには世界崩壊（ハルマゲドン）と引きかえにしても実現したかった地球規模の計画を日本国家だけで裁くことができないのは自明であり、オウムの行為は国際性、歴史性、宇宙性の次元でのみ審理可能であることを示している。そして、それを具体化しうる前提を現在の国家（群）は持っていない。

5―その実現がどれほど困難であろうとも、いま可能なオウムを審理しうる場を想定してみると、次のようなヴィジョンから出立することが不可欠である。

・これまでオウム教団に宗教を媒介して関わった全ての人たちが対等の条件で意思交換や質疑応答できる場をつくる。国家を含む外部からの干渉は、この条件を維持する度

刊行委の註「オウム幹部の中で麻原氏を否定した人を否定していないこと、左ページの記述においても、罪状を否認した被告人だけを評価しているのではないことを註しておく。自己の位置と情況の渦を結ぶ軸をどのように把握し、動かし、私たちに示唆を投げかけるかの度合と力にこそ注目しているから。従って、「松本智津夫氏」を激しく批判する井上氏をも評価する。今後かれが、もう一度、国家権力が期待するのとは逆方向へ、即ち私たちの提起の方向へ激しく変化してくる力と必然をもっているという予感と共に。

刑事責任を問われたオウム真理教幹部の法廷での発言		
被告人	年齢	省庁
大内 早苗	(38)	新信徒庁
早川紀代秀	(48)	建設省
林 郁夫	(49)	治療省
井上 嘉治	(26)	謀報省
岐部 哲也	(40)	防衛庁
青山 吉伸	(36)	法務省
中川 智正	(33)	法皇内庁
飯田エリ子	(35)	東信徒庁
遠藤 誠一	(35)	第一厚生省
山本まゆみ	(41)	労働省
都沢 和子	(30)	西信徒庁
A	(37)	文部省
土谷 正実	(31)	第二厚生省
松本 知子	(37)	郵政省
越川 真一	(31)	商務省
石井 久子	(35)	大蔵省
新実 智光	(32)	自治省
上祐 史浩	(33)	外務省
（いずれも各省庁のトップ。呼称略。執行猶予付きの判決が確定した元被告は仮名）		

合だけにとどめる。この場での意思交換や質疑応答による判断や結論は、非参加者の対等の条件を損なわない限り最大限に尊重される。

- ・これはむしろ既成の国家の仕事であるが、全オウム関連被告人の行為と罪名の一覧表を作成し、それを国家が発生以来審理してきた全事件と対比してオウムの事件の特性を論証する。また、既成の法律ないし倫理によって判断できない領域を明確にしつつ全ての人々の討論対象とし、その判断を今後ありうる高次の審理の場で実現していくためにだけ自らの存在理由があることを宣言する。

- ・これはもはや既成宗教や国家を超える作業になるが、オウムの行為とされるものによる被害者や犠牲者（ヒトとは限らない）の本質的かつ仮装的な参加が可能な審理の場をつくり、前記のテーマを追求する。既成文明の判断基準を解体し再構成しつつ。

6―擬制として具体化している（強行されている）各被告人に対する裁判への批評の序…

- ・国家には裁く根拠がないという主張を、どの被告人もまだ提起し得ていない。

- ・個々の被告人が分離されたまま審理されている状態を、全被告人の統一審理との対比で把握していない。分離公判や統一公判を自己のテーマの本質的展開の視点から選びとり逆用していく方法や軌跡を私たちの闘争過程から把握してほしい。

- ・前記の1〜5に交差する修行をなし得ない段階で永続的に拘束され（x）、刊行委が届けようとしている表現は全て、何重もの壁に阻止されている（y）。x、yの意味さえ獄中に届いていない。あえていうが、私たちの提起する表現が獄中の被告人によって思索の対象となり応用されるまでの裁判は最低限の公正さと成立要件を欠く。

- ・報道によって知る限りでの各被告人の法廷における態度についての印象をのべると、職業については、「修行者」ないし「導師の直弟子」と答えたケースはあるものの、人定質問を無視し超えるほどの修行がオウム教団内では不可能であったことの意味を考えさせられた。

- ・罪状認否については、すさまじい孤立と非難の渦に耐えて否定した人は、修行以上の成果を得ているといつてよい。（佐々木、土谷、石井、高岡、都沢、上佑などの各被告人）このような態度、特に上佑氏の意見表明は大多数の日本人の反発を引き起こしたようであるが、「新しい時代がくれば、聖なるものはさらに聖を行い、邪なるものはさらに邪を深める。よって起訴事実について私の方から申し上げることは何もありません。」という発言は、上佑氏の意図さえ超えて大きい示唆を与えうる。この情況の矛盾の振幅の拡大過程においては、国家や宗教や、もろもろの擬制は邪を深める他ないのであり、それは聖なるものの希求と実現の前提条件になりうるという示唆を。なお、早川氏は罪状を認め、「人間であることを止めたい気持です。」と発言したようであるが、既成の人間概念を超える拡がりの中で私たちの提起に出会いつつ、前記の発言を超えていく潜在力をかれが持ち続けていることを、かれこそが自覚してほしい。早川メモの存在がTBS問題を重要な情況的テーマにしていくな契機になったことや、早川ノートにあるへ11月 戦争の文字が私たちの情況認識に与えた衝撃について、かれは十分に誇ってよい根拠がある。

「罪の意識」ほど遠く
「責任逃れ」怒る被害者

「責任逃れ」怒る被害者

(書面)

により取り払つてあげようとする言葉と行動、つまりカルナ、聖哀れみの実践。

絶対の真理を實踐している人達（たち）に生じる絶対の自由、絶対の幸福、絶対の歡喜に對して、それをもに喜び賞賛する心、そしてその言葉の働きかけと行動、つまりムリター、聖賞賛の實踐。

そして、今の私の心境ですが、これら三つの實踐によつて、私の身の上に生じる如何（いか）なる不自由、不幸、苦しみに對して、一切頓着（とんちゃく）しない心、つまりウベクシヤー、聖無頓着の意識。

私が、今、お話しできることは、以上です。

遺族ら

「ばかにしてる」

元信徒ら

街の人々

「認否の留保
理解できぬ」
次席検事が会見

「深い絶望感
やり切れぬ」

故坂本弁護士之母

麻原氏に対する第一回公判について

〈オウム裁判の限界〉を記した後の4月24、25日に麻原氏に対する公判が開始された。前項で提起した視点からは、権力の準備した儀式としての経過は予測通りで、批評の対象として新たに付け加えることはない。ただ、繰り返して強調すると、昨年10月に開始を予定されていた公判が弁護士問題を逆用した麻原氏によって〈ポア〉されたことにより延期された意味は大きい、と改めて考えた。この6ヵ月間の情況の推移に込められているテーマの渦を把握すれば、国家権力や支配層のあがきにも関わらず、オウム、特に麻原氏に対する裁判によって現社会の矛盾に対する日本国民の多数の疑問や怒りを逸らそうとする意図は破綻してしまったことは明らかで、今後、TBS問題で「反省」したマスコミを利用して、破綻のカーブを一時的に緩やかにすることはともかく、下降の傾向を食い止めることは難しいであろう。飽きやすいマスコミや大多数の日本人が、長期の裁判に関心を保持させることもあり得ない。何しろ、戦争やそれに関する裁判に対してさえ、数年経たない内に殆ど忘却してしまった程であるから。

この情況把握と前記の〈オウム裁判の限界〉論の確認さえあれば、国家権力がおこなう裁判の儀式に注目する必要など基本的にはないのであるが、それを踏まえつつ応用として、連続しておこなわれた第1回、第2回公判について、いくつかの指摘をすると、

- ・概念集1と6の〈法廷〉の項目でのべたように、法廷は、そこに存在する主体の位置によって全く異なる光景として現われる。被告人席へ殆ど眼の見えないまま連行される時の感覚を湛らない法廷の描写は全て信じるに足りない、という以上に成立しえない。
- ・裁判官が黒い法服を着ている限り、麻原氏が着用を希望した白い宗教服を当然みとめるべきであった。もっとも、取調べ段階から着ている紺の作業服もよく似合っていた。
- ・裁判所が17の公訴事実を時間順に審理せず、行為の特異性を際立たせる3個の事件（地下鉄サリン、信徒ポア、麻酔薬製造…傍線部分を「殺害」、「密造」とすると予断を含む）でこのように記述する。）を抽出して審理を開始したことは、法的に見ても誤りであり、裁判の水準を自白したに等しい。
- ・被告人が人定質問の際に、「麻原彰晃」と答え、戸籍上の名前を裁判長から確認されても、「その名前は捨てました。」とのべたことに注目した。ここには、宗教者として生き始めて以降の軌跡への自負と、国家による裁判への希望など捨てている、という決意が込められていると感じたからである。
- ・人定質問に対するこのような対処の仕方は、その後の段階での対処（特に、暑いめか衣服を脱いだ時の動作）と共に、きびしい条件の中で自己のペースを発揮し得ていたといえる。麻原氏の対処の自由さは、発想の自由さに対応しているのは勿論である。
- ・国選の弁護士は、良心的によく健闘しており、法廷の中で法律家と呼ぶに足る例外的存在であるが、できれば今後は私たちの〈オウム情況論〉や、このパンフを読み、応用していただければうれしい。

刊行委の註一左記の公判調書と決定で、散布したとされる小紙片とは、松下が作成した
ビラへ仮装としての被告とは何かで、96年1月に刊行したへ概念集シリ
ズへの補充資料3ページに転載されている。

情況 71年6月号(↓75年1月号に再録)

第一回公判調書

被告事件名	器物損壊、建造物侵入 および威力業務妨害
被告人氏名	松二昇(出頭)
年月日 公判をした 裁判所	昭和四五年十二月 二四日 神戸地方裁判所第三刑 事部

裁判官	裁判長 山下 鉄雄 大須賀 欣一 林 豊
裁判所書記官	西山 明光
検察官	大西 要助、荒川 洋二
出頭した弁護人	篠島 正法、新谷 秀人、 仲田 隆昭

人定質問

被告人名を呼び上げたところ答えず。同時に
開廷された関連被告事件の被告人らとの判断
がつかないので、裁判長は大西検事に起訴状
記載の被告人を指示させた。

法廷の秩序維持のための処分

被告人の人定を始めた時、傍聴席前列に着席
した五名の男が急に立上ると同時に着衣のと
つくり様、黒セーターの上に、一斉に白シー
ツをガウン風にまとい、聖歌隊員の仮装を

著述家 松下 昇

昭和一一年三月一日生

右のものに対する法廷等の秩序維持に關す
る法律による制裁事件について次のとおり決
定する。

主文

本人を過料三万円に処す。

理由

(事実の要旨) 本人は、昭和四五年十二月二
四日午前一〇時の本人に対する建造物侵入、
威力業務妨害、器物損壊事件の、当二一
号法廷に於ける第一回公判期日の審理に際し、
裁判長の再三の制止を無視して傍聴席に向
つて、「被告人会議を開く」等の発言を三回繰
返えしたり、予め用意した多数の紙片を傍聴
席に向つて散布する等の不穏当な言動で裁判
所の職務の執行を妨害し、且つ裁判の威信を
著しく害したものである。

(適用した法律)

法廷等の秩序維持に關する法律

昭和四五年十二月二四日

神戸地方裁判所第三刑事部

裁判長 裁判官 山下 鉄雄
大須賀 欣一
林 豊

秩序にいろいろしく反するので、同趣旨の裁
判長の許可処分を異議申立てする。

裁判長

検察官の異議申立ては、その理由がないもの
として棄却する旨の決定

続行

審理予定時間を超過したので裁判官は続行す
る旨告げた。

次回期日(既指定)

来る一月二二日午前一〇時

特記事項

開廷直後、被告人は退廷するに際し、予め用
意した多数の小紙片を傍聴席に向つて散布し
たので、裁判官はこれに対して拘束を命じ、
兵庫県警察本部派遣の生田警察署警察官をし
て、裁判所構内の交通事故相談室に留め置か
せた。

昭和四六年一月八日

神戸地方裁判所第三刑事部

裁判所書記官 西山 明光

決定

住居 神戸市東区高羽字福丘一〇番地

裁判官の処分に対する異議申立て
検察官 大西
被告人のメモ用紙を、同人に供与することは
長年の法廷における訴訟慣行にもとより、法廷

六甲空間からの出立

・被告人の意見陳述は裁判に同水準で対応するものである必要はないし、まして大多数の人々が期待するような「謝罪」の言葉などなくても当然である。むしろ、激しい反発を予期しつつも、麻原氏が真理の実践によって自分に生じる不自由などに無頓着の心を持ち続けたい、と宣言したことは、現在の麻原氏の〈説教〉として長く記憶されるにふさわしい内容である。

・麻原氏が数時間に及ぶ起訴状朗読の過程で眼を閉じ、瞑想していたのもよい。法廷内の全員が過渡的／仮装的なヘオウム／信徒であると仮定すれば、起訴状朗読はヨガの瞑想を開始するための伴奏程度の意味しかもないから。（麻原氏が居眠りしていたという説もあるが、それは自分なら数時間に及ぶ起訴状朗読を緊張し切って聴くことなど不可能だと考える人の実感的推測であろう。）

・検察官の冒頭陳述は、証拠を全面開示しないまま、既に進行している他の被告人らの陳述ないし証言によって麻原氏を包囲し追い詰めようとする意図を示している。しかし、かりに法廷で、かつての信徒と対面することになるとしても、それは逆方向からの教団再生会議、さらには被告団会議への萌芽となりうることを検察側は思い知ることになるであろうし、私たちも、その方向を目指して共闘していく。

・罪状認否への対処としては、個々の具体的な行為についてではなく、全ての行為について「共謀・共同正犯」とされることの意味を、裁判の水準を超えて把握し直していく必要を痛感した。すなわち、麻原氏が他の被告人らに指示したとされる行為に自らが率先して参加していれば、何を企図し、どのように行為をしようと、その存在の深さにおいて法的弾効に拮抗しうる根拠を持ちうるのではなかったか。そのような態度を教団を作った段階から原則として形成していれば、全ては遙かに異なった展開をしていたであろう。89年夏頃に、宗教法人として認可させるために東京都庁で抗議している場面をTVで見たが、かれは先頭に立って、なかなかカッコよかった。

・裁判を注目している人々、特に被害者の遺族がマスコミに感想を聞かれて「だれの裁判なのか分っているのだろうか」と憤激しているという報道を知って驚いた。その人も、マスコミもへだれの裁判なのか分っているのだろうか。

・憤激している全ての人々にいいたいが、かりにあなたが被告人らの生涯を同じ条件で生きていけば、あなたのおこなう全行為は、麻原氏や教団幹部のおこなったことの中に包括されてしまうであろう。その意味でかれらはあなたの身代りとして裁かれているのであり、あなた方は集合的無意識におけるオウム教団の構成員である。

・もし、この指摘に憤激するならば、私を召喚して、あなたの選ぶ手段で審理し、判決を執行してもらってよい。ただし、その前に次の条件を実現してから……。その条件とは、私（松下）に関する主要な裁判記録（批評集α篇1〜3、五月三日の会通信第1〜26号や時の楔通信第1〜15号など）やオウム事件に関する表現（概念集・別冊1〜2）を私と共にオウム事件の法廷で読みつくすことである。すでに私の表現は、70年のクリスマスイブに法廷で読み始められているので、その経過に関する裁判所作成の記録を、このページ右に転載しておく。続きを読む人との連絡を待つ！

五月三日の会 通信9（²7年3月）

9・10 民〈事〉法廷へ舞いこんだ紙片

検事（大井）が、理由をいわずに、私や補助参加申立人を一時からの法廷に出席させずに留置所へつれもどすように指示しています。（他の五名はすでにつれもどされたようです。）民〈事〉に対する刑〈事〉のファッショ的優位性のバクロ。

直ちに民事三部の裁判官のところへこのことを知らせ、判断を要求し、かつ抗議して下さい。今日中に弁護士接見をお願いします。

私は民事三部の裁判官に会うまでは立ち去らないと主張するつもりですが、おそらく不可能でしょう。

私たちがいなくても、〈研究室110911……〉裁判を貫徹して下さい。みなさん、とくに、まやへよろしく。十日間の勾留延長は元気ががんばります。

法廷へ参加した人たちへ。

一九七一・九・十一時前

9年1月25日 朝日新聞

「入信は自分の意思」 大阪地裁

オウム真理教

人身保護請求成人3信徒が証言

大阪府内の親たちがオウム真理教の村岡達子・代表代行を相手取り、入信して連絡が取れなくなっている娘三人の引き渡しを求めた人身保護請求の審問が二十四日、大阪地裁（武田和博裁判長）で開かれた。成人の信徒が人身保護を求められて証言に立つのは全国でも初めてのケース。三人は「自分の意思で入信した」「教団の拘束を受けていない」と主張した。

保護を申し立てられたのは、大阪府内に住んでいた二十六・三十四歳の女性三人で、一九八八年から九四年にかけて出家した。家族は捜索願を出したり、教団にも面会を求めたりしてきたが、居場所がわからなかった。このため「物理的、経済的、精神的な拘束を受け、精神、健康の両面で極めて憂慮すべき状態にある」として去年十二月に大阪地裁に人身保護を申し立てていた。

三人の信徒は教団の車で一緒に大阪地裁を訪れ、親側の代理人の弁護士や裁判官から質問を受けた。三人は「教団にいるのは自分の意思」と口をそろえ、「手紙や電話、外出も自由」と証言した。

出廷した村岡代表代行は、「教団がマインドコントロールしているのではないか」との質問に「マスコミ報道もマインドコントロールの一つ。宗教もそのようなもの」と答えた。

刊行委の註―破壊活動防止法の憲法違反性だけでなく、破壊活動防止法を適用する前段階の弁明手続きもギマン的なものである。これは司法判断とは別の行政処分形式に過ぎず、しかも、適用を決定する公安審査委員会での弁明の前段階に直接的な主張と調査の機会を与えるが、公安委員会そのものには書面提出しか許さない。しかも、行政処分であるから（公務員に対する処分と同様に）、決定と同時に効力が発生し、かりに行政訴訟を提起して取消を求めても、判決の確定までに長い期間がかかるし、判決の結果も最初の決定の確認に過ぎないのは明らかである。従って、破壊活動防止法の憲法違反性だけではなく、弁明手続きのギマン性を、全ての（公務員に対する処分を含む）行政処分の不当性と統一的に把握して批判していかなければならない。

松下についての令状逮捕し起訴（70年5月）と麻原氏への令状逮捕し起訴（95年5月）の対比を批評集α篇3（95年6月）の「オウムを巡る情況について」でおこない、このパンフレットの前ページでもおこなっているが、対比をさらに持続すると、

・麻原氏に関する第1回公判（95年10月26日）の延期と同様に、松下に関する第1回公判（70年10月1日）も延期された。ただし、松下の場合は、（弁護人問題を媒介する延期が裁判に深く関わり、かつはみ出す全テーマのとらえ返しの契機として72〜74年と84年に戦略的に展開され、別の大きい意味を持つが）、70年10月段階に限っていえば、延期は弁護人問題をめぐってのものではなく、文部省と神戸大学側が70年10月の懲戒免職処分発表の時期に刑事公判も重複して開始されると、松下らの闘争の火に油を注ぐことになりかねないと恐怖して、検察庁を通じて延期を申請したためである。

・破壊活動防止法や宗教法人法の適用に際して法的に保証されている意見陳述の場合への麻原氏の出頭が捜査当局によって阻止された（96年1月18日と4月5日）のと同様に、神戸大学B109教室の授業妨害容疑で71年9月7日に逮捕されていた松下は、9月10日の松下研究室明渡し仮処分異議事件の公判（71年9月）への出廷を（勾留尋問のために前記の民事法廷の地下にある仮監獄に連行されてきており、補助参加人としての他の被逮捕者と共に出廷させることを主張したにもかかわらず）阻止され、留置場へ連れ戻された。詳細は「五月三日の会通信」第9号を参照していただくとして、関連資料の一つをこのページ右に転載する。この紙片は、地裁構内に駐車している警察の車に強制的に押し込められつつ抗議し、「気持は判るが」とつぶやいた警察官から紙とボールペンを借りて走り書きし、その警察官に近くの法廷にいる私の知人のだれかに手渡ししてほしいと依頼した。あまりアテにしていなかったのであるが、釈放後に届いていることが判って前記の警察官に感謝している。こういう経過を可能にした条件の一つは、松下が逮捕後に留置場の他の被逮捕者と共に展開していた（69年のバリケード以来の）自主講座に前記の警察官からも遠くから参加していたことであろう。松下は、85年に東京警視庁と拘置所にいた時にも同様に雑居房の人達と討論し、看守も参加して成果があった。オウムの被告人らの場合は、はるかに嚴重に分断され警戒されているから同じ試みは困難と思うが、外的条件以前に、任意の被抑圧者へ語りかけうる根拠を作り出してほしい。

・出頭が捜査当局によって阻止された事態については、獄中で読むことを許可された唯一の本である六法をヒマにまかせて読みふけている時に発見した人身保護法を応用して審問請求をおこなった。（表現は「五月三日の会通信」第9号に掲載）この方法は、その後、多くの場面で応用されていく。この応用の対極例として、オウム信徒の親たちが子どもを取り返すために人身保護請求をしている（右ページの記事参照）が、出廷した信徒たちが、この請求を逆用して正当な主張をする場に交換していて楽しい。

↓このページ右の
刊行委の註参照

序 文

極東國際軍事裁判公判記録は人類の歴史全篇を改題する素晴らしい文獻である。野蠻より文明へ、虚偽より眞實へ、不義より正義へ、偏頗より公平へ、隸從より自由へ、報復より祝福へ、侮辱より愛敬へ、闘争より平和へ、分裂より協同へと、人類社會を一段と高い幸福な文化生活に導く一大憲章と稱せられるにふさはしきものとして期待がかけられてゐる。

幾百萬の生靈と血の贖ひを以て染出された斯の人類の力作は新國際意識誕生の陣痛の記録として、永い間越え得なかつた國境と人種偏見の關所を透得して、世界共通の理解と同情と友愛に基く普遍妥當な新國際法理の認諾と、新國際司法權確立の理想實現の可能性に於て後代の人々の翹望する絶對平和の福音書と目さるべき至高の價値を有する乎。此の設問に對し、本記録は正に絶好の解答資料を讀者に提供するものである。

國民大衆の生活と勞役と生命と財産とを蕩盡して、其の禍福存亡の全運命を互に賭ける恐るべき戦争の開始、續行、終局は當然國民大衆の自由意志で決定さるべきであり、又多くの場合戦因と戦禍が各國民大衆相互に正解され、國際的に共通する輿論の力が活らくなれば、戦争は未然に避けられる等である。然るに國內に於ては專制的軍閥、財閥、官僚、貴族等が獨斷專行し、國際的には相互に民主的な理解と輿論の流通を缺き、少數の武斷的野心家に國民大衆が引摺らるる事によつて戦争が起つた。されば一度一般大衆が軍國主義者の強壓束縛から解放され、自覺を取戻すに至ると、自主的に戦因を究明し、戦争製造者の責任を追及糾弾する事が當然とせられる。然るに今や第二次世界大戦に於けるわが國の戦争指導者は極東國際軍事裁判に於て審判を受け、われら全體と世界人のすべてに最大なる關心を呼起し、又嚴肅なる反省と公明なる批判的的を掲げてゐるのである。

第二次世界大戦の終局に於てわが國は有史以來未聞の立場に置かれた。即ち絶望的敗戦、四ヶ國共同宣言受諾、戦闘停止、武装解除、降伏、被占領等の經過以外に、戦争放棄と國際軍事裁判といふ事が媾和條約締結に先行したのである。此の國際軍事裁判は實に國際史上に新例を開くものである。戦勝連合國群が原告となり、検事を出し、占領中に戦敗國より戦争犯罪者を摘發論告求刑し、戦敗國の責任者が被告となり、自主權の發動を缺く被占領下に所信と事實を陳述し、戦勝戦敗兩國より出た辯護人が證左と主張を辯じ、戦勝國から出た判事が判決の法的根據と理由並に將來の戦因除去國際平和確立の誓圖を示し、國際經驗上未曾有の試みと努力とが此處に傾けられた。司法裁判手續の通念たる再審の認められぬ本裁判、眞理にのみ忠實にして強弱により正邪を曲げず、絶對の信頼と權威の要請さ

るる本裁判、それは如何なる實體のものであつたか、本書は之を有るが儘此處に露呈するのである。

此處に戦争の原因として擧げられた武斷專制主義者の征服慾、國家至上主義の激發、各政府間の嫉視誤解、人種偏見の反感、隸從民族の解放熱望、原料の獨占、資源の不等分配等に関し、また挑戰者の侵略的慾望と野心による隱謀的計略の有無、自衛權主張の適否につき、次に戦闘開始が戦宣告によれるか無警告拔打かに関し、更に戦闘中に爲された戦時國禁法並に人道主義に背反せる殘虐行爲の有無等につき、許多の事實と浩漭な資料に基き、雄渾な論議と熱烈な辯明が繰展げられたのであるが、此の極東國際軍事裁判は實に日本を中心として、東亞に世界に捲起された戦争を描き、之を裁斷するに當り、司法本來の不動の原則たる正義と公平の規準が諸問題の調査究明論告判定に如何に適用されたか。又其の處斷は果して國際秩序を調整し、戦争を根絶し、世界永久平和保障の力となり得たか、本書は之等の間に對して明快なる解答の資料を一般人並に史上の高等批評家に供するのである。

舊來の國內法の理論に基く國家司法權と、近來認められた國際法の理念による國際聯盟の加盟同意服從による國際司法權以外に、今新たに國際軍事裁判は第三の新しい意義を有する戦勝國司法權を發動した。即ち戦勝國群が共通利益を目的として連合體を構成し、其の司法權を發動して戦敗國人を占領中に捕縛し、國際安全破壞犯罪者として裁き、刑を強制執行する事は、加盟脱退任意なりし國際聯盟の司法裁判とは其の趣を異にし、戦勝國群連合體が戦敗國人の上に司法權を強行する國際法上に新しい理論を創造展開するものであつて、將來世界政府司法權確立への理論の建設を指向するものと目せられる。

人類の歴史全體を改題する不朽の一大文獻であり、わが日本新生のために必讀の寶典である極東國際軍事裁判公判記録全部を刊行し、一般にすすり得る事を許された連合國最高司令部當局に對し茲に深く敬意を表する次第である。

昭和二十二年十月二十日

極東國際軍事裁判
公判記録刊行會長

笹 森 順 造

極東軍事裁判の現情况的意味

「東京裁判史観」という概念がある。それは、第二次世界戦争に関して日本がおこなった行為に対する戦勝国家による裁判の権威と判決の正当性を認め、それによって戦争だけでなく戦後の全ての問題の評価軸とする歴史観である、とひとまず規定しておく。

東京裁判（正式の名称は、極東国際軍事裁判）公判記録資料の序文と写真をこのページ右と次のページ右に転載するが、この序文にみられる雰囲気は敗戦後の日本人のかなりの部分を支配していたことが想像できる。勿論、これに対する異議の感覚は戦争に心から参加した多くの国民の中にも根深く潜在していたとはいえ、占領軍への恐怖感から表立って表明することは困難であり、また、日本の進歩的な勢力は東京裁判史観に立って活動したために異議感覚の主体は保守的な政治勢力に暗黙の中に吸収される他なかった。

しかし、既成の保守的ないし進歩的な勢力の破産を踏まえて敗戦後の50年を把握し直す場合、第二次世界戦争に関して日本がおこなった行為に対する戦勝国家による裁判に対する評価をやり直す必要があるのはいうまでもない。ただ、それだけでは少なくとも私にとってとは本格的に対象とするための何かが欠如していた。この欠如を満たすというよりは、それを越えるような必然としてオウム裁判が出現してきたのである。95年10月刊行の概念集・別冊「オウム情況論」でも指摘したように、オウムを審理しうるのは日本国家ではなく、未出現の「法廷」であり、そのヴィジョンの具体化のためのいくつかの条件の中に東京裁判（およびドイツに対するニュルンベルク裁判）の経過と限界の把握が不可欠であることに気付いた。

量的な条件から詳細な展開はできないが、東京裁判の最低限の経過を項目として記すと

1―占領軍最高司令官マッカーサー元帥がポツダム宣言第7条に基づいて46年1月に発布した極東国際軍事裁判所条例により裁判所が設置された。

2―裁判官はアメリカ、イギリス、中華民国、ソ連、オーストラリア、カナダ、フランス、オランダ、ニュージーランドから一名ずつとされたが、後にインド、フィリピンからも一名ずつ補充した。裁判長はオーストラリアのウェッブ判事。

3―検察官は前記の十一カ国から一名ずつ。首席はアメリカのキーナン検事。

4―被告人は敗戦段階の日本の首相・東条英機を含む28名が46年4月に起訴された。

罪名は「平和に対する罪」、「殺人」、「人道に対する罪」に大別される。

5―弁護人は各被告人について日本人1名とアメリカ人1名。後に各被告人について補佐弁護人も認められた。弁護団長は鶴沢弁護人。

6―審理期間は、46年5月3日から48年4月16日まで。

7―判決（48年11月4～12日）は、病死者2名、精神病と認定された1名を除く25名についていい渡され、全員を有罪とした。死刑は東条ら7名、終身刑16名、有期刑2名。

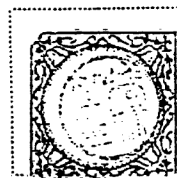
8―死刑執行は、48年12月23日（絞首刑）。

昭和二十三年九月十五日 印刷
昭和二十三年九月二十日 初版發行

定價 480 圓

極東國際軍事裁判公判記錄

I



編纂者
代表者

東京都千代田區神田神保町一丁目三番地
極東國際軍事裁判公判記錄刊行會
笹 森 順 造

發行者

東京都千代田區神田神保町一丁目三番地
合 資 公 司 富 山 房

代表者

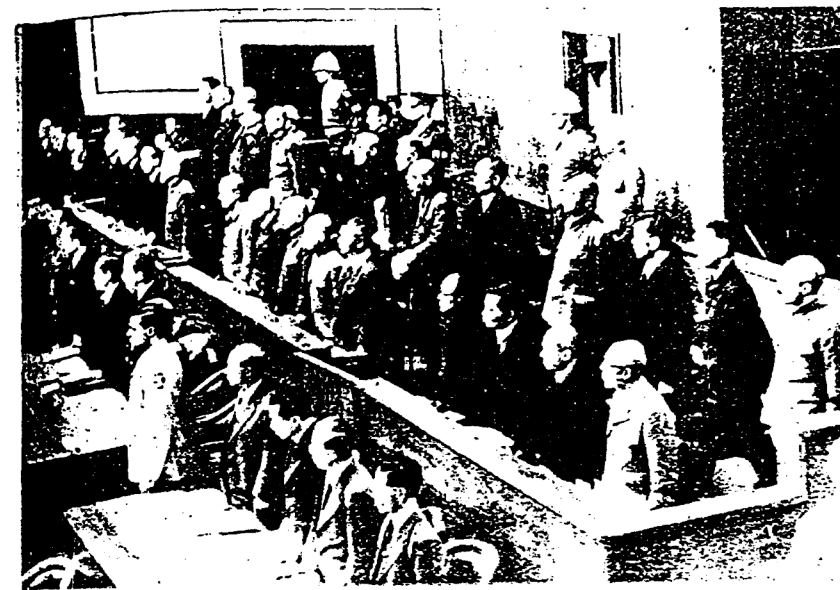
富 山 房 社 長
坂 本 守 正

印刷所
代表者

京都市下京區西洞院七條南入
內 外 印 刷 株 式 會 社
富 森 茂 彰

發 行 所 合 資 公 司 富 山 房 電話神田2171-2178

東京都千代田區神田神保町一丁目三番地



- (1) 裁判員入廷全席立禮に連立被告席 (昭和21年5月3日) 前列右より 木村、木戸、賀泉、星野、武藤、荒木、梅津、岡、東條、南、栗田、畑、土肥原、後列右より 板垣、鈴木、白鳥、嶋田、松岡、重光、松岡、東郷、平沼、大川、松井、大島、永野、小磯、橋本。
- (2) 極東國際軍事裁判所法廷内部全景 (昭和21年5月3日開廷當日撮影)

ニュルンベルク裁判（正式には、国際軍事裁判）の経過を東京裁判と対比して示すと、

1―45年8月に戦勝国がポツダム宣言に基づいて作成した戦争犯罪人の訴追と処罰に関する協定（極東国際軍事裁判所条例は、これを援用）によって裁判所が設置された。

2―裁判官は、極東国際軍事裁判における11カ国に比べると、アメリカ、イギリス、中華民国、ソ連の4カ国からの各1名のみで、報復の意図と切迫感を示している。

3―検察官も前記の四カ国から一名ずつ。首席はアメリカのジャクソン検事。

4―被告人は日本の場合の28名より少ない24名であること、敗戦直前に自殺したヒットラーが（対ソ連のアメリカの戦略的意図から日本の天皇と共に）除外されていること、政治家でも軍人でもない哲学者のローゼンベルクが含まれていることが印象的である。

罪名は極東国際軍事裁判と同じ「平和に対する罪」、「殺人」、「人道に対する罪」。

5―弁護人については、おそらく極東国際軍事裁判と同様に各被告人についてドイツ人1名と補充の弁護人が認められたのであろうが、詳細は未調査。

6―審理期間は、45年11月20日から46年10月1日の判決まで1年以内で、極東軍事裁判の約2年半に比べて短い。これも報復の意図と切迫感を示している。

7―判決は、病死者1名、自殺者1名を除く22名についていい渡され、死刑はリップベントロップ外相、ローゼンベルクら12名、終身刑は副総統ヘスら3名、有期刑4名。東京裁判の全員有罪に対して無罪が3名あるが、死刑の比率が大きい。

8―処刑の日付は未調査であるが、日本におけるのと同様に判決直後の絞首刑であろう。

二つの裁判に共通する問題点として最低限のべておきたいのは、

①第二次世界戦争の末期までは規定されていなかった「平和に対する罪」で裁かれた。二つの裁判のそれぞれの首席検察官が、これを「文明の名において」最も激しく糾弾していることは注目に値する。この「文明」なるものの実態が欺瞞であることはいうまでもないが、これを指摘した裁判の当事者は、私の知るかぎり、インド代表の裁判官として判決に少数意見（全員無罪）を提出したバル判事だけである。法的には、行為の過程では存在しなかった「平和に対する罪」で裁かれることに問題があり、東京裁判では裁判官に対する忌避（これ自体は必要な提起であり、オウム裁判にも応用してほしい。）もなされたが、戦争自体の審理原則にまで提起が及んでいない。

②対応して共通する問題点は、敗戦国家の指導者だけでなく、勝敗を問わず戦争に参加した全員の罪の審理原則については、意識さえなされていないことである。ドイツでの反応は未調査であるが、少なくとも日本人の多くは、（被告人の関係者や、国外で抑留されていた兵士たちをひとまず除くとしても）戦争責任をめぐる裁判の被告人にならなかったのにホッとし、むしろ指導者の犠牲者であったと居直り、侵略した諸国の民衆への責任を忘却する傾向が一般化した。これは戦勝国側の裁判原則の決定的な限界のためでもあるが、それ以前に戦争参加者総体の限界として把握すべきであらう。

理想と現実にミズ

旧ユーゴ戦犯裁判



「あの時」を思い出すだけで体が震える。ボスニアのイスラム教徒難民女性ハイリヤ・ムフビッチさん(左)は、いまおびえた表情で語る。

「あの時」とは、住んでいた同教徒の町、スレブレニツァが昨年十月、セルビア人勢力に占領され、町を追われた時のこと。

その直後、大衆の住民はセルビア人勢力兵士の命令で、偶発的に両側の虐殺、二万七千以上のレイプが起きた。彼女が起るわけが、と。

副委員長は語った。彼女が乗ったバスの中で、母親に抱かれた。身震いの赤ん坊が泣きだした。と、セルビア人兵士がバスを車外に連れ出し、ノドを切って母子ともに殺したという。

ボスニア紛争戦犯裁判委員会(以下、委員会)のメンバー、副委員長、無罪判決の傍聴者や「関係者」。

逮捕体制課題残す

中立性 二審制 うたうが

ボスニア紛争の戦犯を裁く旧ユーゴ戦争犯罪国際法廷(以下、法廷)は、第二次大戦直後のニュルンベルク、東京の戦犯裁判以来、初めて設けられた戦犯犯罪国際法廷。両裁判への反省に立ち、中立性・二審制を旨としており、成功すれば、戦争を裁く常設国際裁判所設置につながる歴史的意義を持つが、容疑者の逮捕問題など克服すべき課題が山積している。(以下、ボスニア紛争)

九三年五月の国連安保理で、審判「たつた」高裁に決議で設置され、同年十一月、オランダ・ハーグで開かれた。安保理は、戦犯を指定し、四九二年のジュネーブ議定書に基づき、戦犯の逮捕と、戦争の追追の権限とし、紛争の解決を促す。

「勝者が敗者を裁く」といわれる。ボスニア紛争の戦犯裁判は、戦犯を指定し、四九二年のジュネーブ議定書に基づき、戦犯の逮捕と、戦争の追追の権限とし、紛争の解決を促す。

法廷は、戦犯を指定し、四九二年のジュネーブ議定書に基づき、戦犯の逮捕と、戦争の追追の権限とし、紛争の解決を促す。

「勝者が敗者を裁く」といわれる。ボスニア紛争の戦犯裁判は、戦犯を指定し、四九二年のジュネーブ議定書に基づき、戦犯の逮捕と、戦争の追追の権限とし、紛争の解決を促す。

「勝者が敗者を裁く」といわれる。ボスニア紛争の戦犯裁判は、戦犯を指定し、四九二年のジュネーブ議定書に基づき、戦犯の逮捕と、戦争の追追の権限とし、紛争の解決を促す。

「勝者が敗者を裁く」といわれる。ボスニア紛争の戦犯裁判は、戦犯を指定し、四九二年のジュネーブ議定書に基づき、戦犯の逮捕と、戦争の追追の権限とし、紛争の解決を促す。

「勝者が敗者を裁く」といわれる。ボスニア紛争の戦犯裁判は、戦犯を指定し、四九二年のジュネーブ議定書に基づき、戦犯の逮捕と、戦争の追追の権限とし、紛争の解決を促す。

「勝者が敗者を裁く」といわれる。ボスニア紛争の戦犯裁判は、戦犯を指定し、四九二年のジュネーブ議定書に基づき、戦犯の逮捕と、戦争の追追の権限とし、紛争の解決を促す。

国連旧ユーゴ戦争犯罪国際法廷(以下、法廷)は、第二次大戦直後のニュルンベルク、東京の戦犯裁判以来、初めて設けられた戦犯犯罪国際法廷。両裁判への反省に立ち、中立性・二審制を旨としており、成功すれば、戦争を裁く常設国際裁判所設置につながる歴史的意義を持つが、容疑者の逮捕問題など克服すべき課題が山積している。(以下、ボスニア紛争)



国連旧ユーゴ戦争犯罪国際法廷
アントニオ・カセーゼ裁判所長

裁判の中立に配慮

ニュルンベルクとの違い強調

自前の警察機構が、破れた」との意見を述べた。彼は、セルビア人四十六人、クロアチア人七人、イスラム教指導者一人を起訴した。彼は、セルビア人四十六人、クロアチア人七人、イスラム教指導者一人を起訴した。

「勝者が敗者を裁く」といわれる。ボスニア紛争の戦犯裁判は、戦犯を指定し、四九二年のジュネーブ議定書に基づき、戦犯の逮捕と、戦争の追追の権限とし、紛争の解決を促す。

セルビア勢力地域で連邦当局が消火活動

「ベオグラード10日」五

③二つの裁判に共通する問題点は、その他にいくつも指摘できるが、一審判決直後に処刑したことは、裁判の報復的な性格をあまりにも明確に示している。もちろん、戦場や個々の具体的に切迫した現場では、裁判なしの処刑は無数にあり、戦争行為自体が裁判なしの処刑行為であるが、その誤りや問題点を提起していくためにも軍事裁判の限界の指摘を媒介していく必要がある。

前記の問題を現在の問題として考えてみると、

- ・旧ユーゴの内戦における戦争犯罪を裁く国際法廷が活動しており、その裁判官は非当事者国から国際司法裁判所を通じて選出され、一審でなく二審制度を採用し、判決から死刑を除外している。戦後50年を経て、やっとこれだけの進歩があったともいえるのであるが、これさえも無数の内戦の一部についてのみ、有効な介入力なしにおこなわれているのが現状であり、戦争の総体を阻止したり審理したりするにはほど遠い。
- ・しかし、この国際法廷のささやかな進歩を突破口として、かつての国際軍事裁判が審理し得なかった問題（特に、戦勝国家や国民自身の戦争責任、性的加害についての女性の視点からの追求）や世界的問題（特に、核兵器製造と実験、科学技術の環境破壊など）を審理せよと要求していくことは可能であり、それを止揚していく真の審理の場を構想していくためにも必要である。
- ・現在のオウム裁判に交差させていうと、「かつてなかった、社会への挑戦と無辜の人々の殺害」という、国家権力や大多数の人々のオウムへの非難は、50年前の二つの国際軍事裁判における検察官の「かつてなかった、文明への破壊と平和に暮らしていた人々の殺害」という糾弾を連想させる。かつての検察官の論理や裁判のあり方に根底的な限界と欺瞞があったように、現在のオウムへの非難や裁判のあり方に根底的な限界と欺瞞がありうる、といったんは想定すべきではないか。
- ・中流化したという大多数の日本人が、50年前の戦争責任を引き受ける裁判を自ら提起することなしにおこなっているオウム非難（や全ての「犯罪者」非難）は全く信じるに値しない。50年前には生まれていなかったから責任がないという人は、そのような発想をすること自体が戦争責任に匹敵する〈大罪〉である。
- ・戦争についての審理という規模とは関係ないように見える、私たちのまわりの至る所にある矛盾や苦痛は、勿論その場、その条件に応じて直ちに解決していかねばならないとして、至る所にある矛盾や苦痛の根源は世界規模の共通性を帯びており、従って世界規模の人々の対等な審理によって解決へ接近しうることはいうまでもない。そのような回路の設定はインターネットの転倒的应用によって既に技術的には可能なはずである。その設定を現在の技術パターンと国家群が阻止しているだけであり、そのような文明や国家社会はオウムの出現の有無に関わらず解体し打倒されて当然である。かつて日本の敗北と解体が特にアジアの人々から歓呼された以上に、人類史的な歓呼と共に！

あとがき

オウム真理教事件の時代的社会的「必然」を読みとこうと、私なりにいろいろな角度から試み
てきた。しかし、いくらやっても、どうしても不可解なものがどこかに色濃く残ってしまう。いっ
たいそれは何なのだろう。

私は二つの問いを提起し、それについて一応の答えを出したつもりであったが、自分で書きな
がら、結局、同じ問いに関してやはり十分に得心がいったというには程遠かった。(後略)

(210ページ)

(a)

(前略)

① なぜ、知的に優秀な数多くの若者が、あれだけやすく、麻原彰晃のような山師的宗教家
(そして殺人集団の指導者である疑いが濃厚である存在)のもとに「絶対帰依」することが
できたのか。

② なぜ、平和でそれなりに安定した(はずの)いまの日本社会で、このような非融和的・閉
鎖的な教団が成立する必然性をもつのか。

(後略)

(11～12ページ)

(b)

オウムと天王廿六闘

小浜逸郎氏の『オウムと全共闘』（95年12月刊行）の重心は、表題や書評が連想させるようなところにはない、というのが私の読後感である。この本の深いモチーフは、あとがきの最初の5行（このページ右に転載したa）に率直に記されているが、この率直さの感触から逸脱するような筆者の記述や（激賞から反発、さらには無視に至る）批評は、全体的はずれであると思う。

あとがきの最初の5行にある「二つの問い」（このページ右に転載したb）が示しているのは、筆者が眼前の複雑な流動するテーマと対峙するに際して、麻原氏個人の信仰や行為からではなく、多数の青年信徒の位置に身を置いて考察し始め、かつ自分の青年期の全共闘体験の総括としても展開している姿勢である。オウムを契機とする多くの論議において、この姿勢は稀なものであり、稀であることに現在の批評状況の危機が示されている。

では、かれが「二つの問い」にどのように答えているかというと、問いの幅とレベルにおいては必死に答えており、その限りではこれまでのオウム論議を進展させる力作になっているけれども、私は「二つの問い」自体に含まれる限界が気になる。

①で麻原氏の評価を決定してしまっているのは予断であり、狹すぎないか。これは必ずしも、麻原氏が世界有数の宗教者であることを認めよということではない。この予断が、麻原氏個人の信仰や行為からではなく、多数の青年信徒の位置に身を置いて考察し始めるというすぐれた出発点を無に帰しかねないことを危惧するのである。青年に限らない信徒の一人一人を麻原氏と対等な存在として（できれば女性やセックスへの言及と共に）分析していく位置こそが筆者にふさわしいのではないか。

②で「平和でそれなりに安定した（はずの）日本社会」という把握も同意しかねる。筆者は、「（はずの）」という留保をしているから、そのまま信じているわけではないだろうが、世界情況としての不安と激動の振幅がオウムの発展と対応していると把握する方が正確であるし、「（総中流化社会の）」ささやかな豊かさや退屈を持ちこたえる「方法をオウム批判のよりどころとする」（あとがき）ほど私たちは（実感としても関係としても）豊かではなく退屈もしていず、かれのこの方法でオウムを批判できるとは思えない。

端的にいったしまえば、小浜氏は、①②の前提を解体した後ではじめてオウム（や全共闘）を本格的に論じうるのである。そのことを、いくつかの論文を書いている過程でなくまとめて本にする段階で潜在的にせよ著者は気付いているはずであり、その感覚に（筆者や読者が）触れうる可能性に、この本を刊行した最大の意味があるといっていよい。

③として、小浜氏の①②からはみ出す問題を指摘しておく、この著書のどこにも、オウム事件や連合赤軍事件（だけでなく全共闘運動をある極点まで引っ張ったいくつもの事件）の当事者がいま獄中で何を考え、どのように裁判と対決しているかの考察がなく、かれらの置かれた状態を自明なものとみなして論議を進めている。これは特に小浜氏だけの問題ではなく、殆ど全てのオウム論者の限界であり、例えば吉本氏も「産経新聞は間違

(前略)

ラディカルな理念集団が一般社会に意志を徹底させる手段を(暴力以外に)失って限りなく孤立していき、それをさらに追い込んでいる警察やマスコミは、一般市民の無言の圧倒的後押しを受けている。警察やマスコミのふるまいが、オウムを取り巻く大衆の表現形式なのである。この動かしがたい状況の事実を、どのように引き受ければよいのか。

私が吉本の今回の論文に関していちばん感じるのは、実はその「状況の絶対性」ともいうべき事態にたいして思想的に無防備であると思える点である。

吉本は、現実を超越しようとする理念集団にたいして思想としての肩入れをし、一種の判官びいきをやっている。ところが結果的にそのことは、逆に無思想者、無信仰者としての一般市民の像にたいする軽視を招くかたちになってしまっている。鮮明な対立の状況がそうさせるのである。

(後略)

(90ページ)

(前略)

ならば、私たち言説者は、どういう態度を示すべきか。

もはや何が正義かなどをめぐって論議しても無駄なことだ。圧倒的な市民の生活意識に支持された権力およびマスコミの「軍勢」につくか、それとも「この市民社会に生きるかぎり悪業を免れがたいから、そこから離脱しないものはボアしてもかまわない」とするラディカルな「聖戦」を闘おうとする弱小革命家集団につくか、そうした実践的な選択だけが求められているのではないか。そこにしかこの問題のリアリティはない、そう山崎はいつているのと同じではないか。

そして山崎は「革命」を支持すればよい。私は喜んで「屁でもない」市民社会の倫理の側、つまり権力の側につくことにしよう。

(後略)

(110ページ)

オウムと全共闘

1995 © Itsuo Kohama



著 者 小 浜 逸 郎

草 思 社

1995年12月12日 第1刷発行

っている」(註―この題名のつけ方は吉本氏に紙面を、私たちに論点を提供してくれた産経新聞に対して失礼であるし、この文章の内容く比重からも間違っているように思う。)の中で国家も宗教であるという的確な指摘をしながらも、その後でうっかり(?)「(オウムは)もちろん国法によって裁かれるべきだ」と記してしまっている有り様である。国家の審理形態を自然過程として放置するのは「オウム情況」の最大テーマの放棄であり、国家がこの事件を裁く前提の提示がオウムを論じる前提である。身体拘束を認めるとしても、留置場＝仮監獄から拘留所へ被疑者(被告人)を移送し外部と自由に意思交通させない限り、最低限の公正さが失われているという感受が批評者に不可欠であり、さらにいえば、被疑者(被告人)を釈放し、論者と同じ環境におく努力の過程でのみ対等に論じうるのである。小浜氏の場合も、オウムをパフォーマン스의に擁護する山崎氏への反発の文脈の中であるにせよ、「私は喜んで『屁でもない』市民社会の倫理の側、つまり権力の側につくことにしよう。」といい放ってしまうようでは、「状況の絶対性」を重視する一定の正当さへの疑念を生じさせかねない。かれは、もっと着実な発想ができるはずなのだ。

③として他にもいくつか指摘できるのであるが、小浜氏の著書の題名との関連で、これによって全共闘運動が元全共闘活動家によって批判的に総括されたなどと国家権力や既成の書評家らを安心させないためにも、小浜氏の著書も、『全共闘白書』も共通の限界をもっていることを指摘しておく。小浜氏の記述に則していると、

- ・全共闘運動を70年前後の、大学を拠点とする新左翼の運動として把握している。
- ・体験としてその時期を潜った世代の発想への批判として展開している。
- ・全共闘運動の極限を連合赤軍事件に見ている。

これらは、いずれも体制とマスコミのレベルによる認識と同水準ではないまでも、全共闘運動の本質には届かないものである。詳論はすでに概念集シリーズでおこなっているから、ここでは繰り返さないが、前記の項目に基本的な対置をしておく。

- ・全共闘運動は、人類史における意識く言語と現実の比重の均衡の変換点で全ての既成概念を再検討く解体する動きの最終形態として開始され、これからも持続する。
 - ・世代に関係はなく、物理的バリケード解除後の多種多様な「バリケード」性に拘束されていることを不可避的に発見して、それと格闘する任意の人の行動開始形態である。
 - ・全共闘運動の極限は連合赤軍ではない。前記の指摘をどこかで感じ続けている人々の現在の無数の模索が突き当たっている苦痛と解きたい問いの総体の動きである。
- 従って、全共闘運動は、まだ十分に全容を現わしてさえいない。どうしてあっさりと過去形で否定したり、「青春の思い出」にしたりできよう。前記の人々の他に、既成の転向の型にはまらないオウム信徒や、今は予測できない全世界の各領域から全共闘運動の本質をつかみとり「別の」概念で普遍化していく存在が必ず現われてくるであろう。人類史の無意識は、それほど虚しく「全共闘運動」の夢を私たちに見させているわけではない。

ウオッチ論潮

芹沢 俊介

96年1月30日 朝日新聞(夕刊)

九六年、日本がかかえる症状は、いささか絶望的だ。元オウム真理教信者の一人が発表した「僕と中沢新一さんのサリン事件」(『宝島』二月号)という手記を読んで、傑然(ひつせん)としたこともやうした気分を醸成した。そこには「ね、高橋吾、オウムのサリンはどうして(犠牲者が)十人、二十人のレベルだったのかな。もっと多く、一万とか二万人の規模だったら別の意味があったのにね」といった二人の個人的な会話が、社会正義すなわち「いい子」の場所から暴露・摘発されていたからだ。こういふやり方はルール違反である。どうして誰(だれ)も彼も「いい子」になりたがるのか。

オウム事件はこれまで、日本の理性が懐柔(くわじゆう)にかかえてこんでいた暗黒面を、表面に引きずり出した。それは社会正義の装いでもって猛威をふるい、日本社会の開明度をいぢめるしく後退させた。右の手記をまよ(まよ)にすると、その傾向は加速され、ファシズムへの最後の仕上げに入っただけのまよにぞろぞろ思えていへぬ。

米国より深刻な失業率

とこの元信者の手記に象徴的に現れている文化破壊の現状に対応するかのように、生活破壊が進行している。言うまでもなく失業問題である。

(中略)

このわが道を行く精神の強さ——イマジンেশニングは破壊に抗する力なのである。

(中略)

批評のルールとは何か

時々ものの判りのよさを示すこともあるのでマスコミの月評程度の役割には適任と思われる。ている岸沢氏が、やはりラディカルなテーマに突然さらされると硬く古めかしい反応をするものだという感想を1月末の文章（このページ右に転載）を読んで抱いた。

先入観なしに「ルール違反」とされている高橋氏の文章を読むと、自己の軌跡の重さから宗教の意味を問い直そうとする姿勢は「ひとりわが道を行く精神的な強さ」を帯びており、岸沢氏のような「いい子」よりも荒けづりな可能性を持っていることが判る。

そもそも、高橋氏が中沢氏との話の内容を文章に公表することには何の遠慮もいらぬはずであり、ルールなどを介入させうる余地はない。中沢氏の発言内容が岸沢氏の情況判断力を超えるものであるために、こんなことを公表されたら中沢氏の評論家としての生命が絶たれる、という同業者意識？から「ルール違反」などという秩序的概念を持ち出して高橋氏の文章の効果を否定しようとしたのかも知れない。しかし、それを運悪く！マスコミの文化欄でおこなったために、高橋氏の提起の真摯さと岸沢氏のダメさを、ふだん『宝島30』など読まない広範な人々（私を含む）にまで周知させる結果になった。まことにおめでたいことである。破壊活動防止法のオウムへの団体適用に全く言及しないまま「ファシズムへの最後の仕上げ」とか「九六年、日本がかかえる症状は、いささか絶望的だ。」などと嘆いてみせる図こそが絶望的に戯画的なのである。

ところで、中沢氏の発言内容であるが、とりたてて驚くほどのことはいっていない。サリンによる犠牲者が十人、二十人でなく、一万とか二万の規模だったら別の意味があるかも知れないのは当然である。高橋氏は、このいい方の中に中沢氏の期待や願望の匂いを感じて否定的に紹介しているが、中沢氏は挑発的な例示をしつつ宗教の危険な側面を示唆しているのだから、中沢氏の先行者としての一定の有能さ以上のことは示されていない。

また、中沢氏は例示する死者の数の桁を控え目に配慮しているというべきである。毛沢東ら中国の政治家は戦争で中国人が半分〓数億人が死んでもよい前提をもって帝国主義に對して抵抗する準備をしていたことはよく知られているし、現在は衆議院議員の栗本氏も地球が壊滅して殆ど全人類が死に、数人が月か火星へ吹きとばされるような事態になっても驚かない位置からの文明論を立候補以前には展開していた。オウム自体も百万ないし千万の桁の死者を想定してサリン製造を構想していたのであり、中沢氏としては、一万とか二万の規模の死者という例示に驚く人がいる方が驚きであろう。勿論、死者の数の大小ではなく、死者の質とそれへの迫り方が問題であるのはいうまでもないが…。

前記の高橋氏の文章を掲載した宝島30（96年2月号）の無署名巻頭論文では、中沢氏が「80年安保世代」（高橋治）としてのポストモダン世代への影響をきちんと対象化すべき必然を提起しており、オウム事件がポストモダン〓相対主義の時代の終焉を告げる出来事であったという指摘と共に適切であるとはいえ、指摘の仕方が秩序的に収束しかねない危

刊行委の註―左ページで言及した芹沢氏の発言や松下からの批判に関連して元「恋涯」同人（現在は「BIDS」同人）による13年ぶりに芹沢氏を含む座談会がおこなわれ、記録が「BIDS」第2号（94年9月）に掲載されている（回覧可能）。遅すぎるとはいえ同人らの対応は誠実であり、問題の拡がりや深さ、それを論じる自らの軌跡を松下らの軌跡と比べる視点の不充分さはあるものの、「松下と芹沢を同一平面上で対比させた問題定立の仕方が自分たちには解決不能な問題をもたらしたのではないか」という一参加者の率直な意見を公表しえたことは成果である。これに比べて芹沢氏の話術は、はぐらかしに終始していて、かつても今も自分を危機（＝批評の本来的契機）において論じることのできない人であることを開示している。この限界を自覚し超えようとする過程でこそ真の「時評」も可能なのである。吉本氏も、この程度の人しか対談相手にならない程に孤立しているのは痛ましい。

うさを感じる。また概念集・別冊1の存在に気付いていないから無理もないが…。

ルールの問題についても、前記の宝島30（96年2月号）で小林よしのりと浅羽通明が対談で（宅八郎は小林よしのりが、切通理作は宅八郎がルール違反の行為をしたという。）論じており、浅羽氏はルール違反だと相手が主張しても、していないと弁解すれば相手の思うツボだから無視して居直る方がよい、と助言している。これは芹沢氏の感受よりはマシであるものの、国家や集団や家庭の争いのきびしさに耐え得うとは思えない。

芹沢氏の文章に戻ると、かれの時評は浅羽氏の機能主義的対処ほどの知恵も含んでいないといわざるを得ない。このような限界は、実は今に始まったのではなく、80年代の始めから既成文筆業界をはみ出した領域ではよく知られていた。松下の表現や闘争や子どもの死を既成の価値感で判断している関連資料の一部は、批評集7篇6・74ページに掲載。

芹沢氏（や「恋涯」同人）にとっては、時の楔通信第4号（81年10月）の批評や、村尾建吉氏が〈白夜通信11〉（82年3月）でおこなった、非公開を前提とした発言記録の全面開示と批判（それぞれ回覧可能）はルール違反と感じられたであろうし、心理的にも深い傷痕を残してきていると想像できる。芹沢氏の今回の時評の冒頭の硬さは、この事件の記憶にも影響されているであろう。

この問題は、松下の闘争や表現への把握の仕方に関する全ての既成知識人の破産と関連しているために、この項目で全面的に論じることが無理があり、前記の資料や今後刊行予定のものを参照していただきたい。批評におけるルールに関連して、概念集3の〈批評と反批評〉や概念集5の〈批評概念を交換し…〉で既に論じているが、補充して言えば、

- ・批評のルールが有効なのは、原則として自分の表現行為を律する場合だけでなく、他者へ無媒介に適用して裁断できない。

- ・批評のルールという概念を提起するのは自由であるが、その概念がなぜ、どのように必要であり、どのような根拠から生じてきたかを開示せずに提起しても不毛である。

- ・批評のルールが無視される場合にどうするかを、無視されることこそが常態である現実総体との関連で提起しない限り現状維持ないし後退の結果を招く。

私は、特に国家権力からはルール違反の常習犯とみなされているが、実際はそのような姿ないし本質から最も遠いことは、概念集9の〈なぜ裁判を続けるか〉で記した通りである。この拡がりでの時の楔通信第4号の批評をも把握していく人こそが、批評のルールを契機とする問題群をも了解し共有し、それを深化し普遍化していくであろう。

註1政治家などが非公開のオフレコ発言を報道されてあわてて否定したり弁解したり、場合によっては辞任させられたりすることがよくあるけれども、前記の批評のルール論は政治的行為にも適用できるのは勿論である。芹沢氏は3月末で予定の任期を終了して退場したようであるが、刊行委としては、かれが1月末の文章を恥じて辞任したと想定するのが本質的であり、かれもそのように自覚してほしいと考えている。

住専報道「やり玉」

TBS問題に便乗

(a) 東京放送(TBS)のインターネット番組問題で三日前開かれた衆院通信委員会で、与党の自民党委員から、住専問題についてTBSの報道の仕方を批判する発言が飛び出した。政府の住専処理策に批判的だった

番組がやり玉にあげられ、野党の新進党側では委員会後、「テロ」疑惑の追及に便乗して政治が番組の内容に介入するのは問題」との声が聞かれた。

自民党の古屋圭司氏が磯崎洋三・TBS社長に質問

して、二月から三月にかけて放映されたTBSの番組「ブロードキャスター」「サンデーモーニング」を具体的にあげて、「リバーセント（政府の処理策への）反対意見だった。放送法からいかなるものか」

と詰め寄った。磯崎社長は「放送法にのっとって放送している」と答えた。

坂本堤弁護士らのインタビューにオウム真理教側に見せた問題で、三日の衆院通信委員会は午後一時から、磯崎洋三・TBS社長を参考人招致して質疑を続けた。調査の不自然さや矛盾点に対する追及が目立った。

朝日新聞

●「10の疑惑」

「金曜日担当プロデューサーの〇〇氏の独断で本当に放映を中止できたのか」
自民党の保坂氏は、TB

S関係者の実名を挙げて追及した。右手には「TBSとオウム教団 10の疑惑」と書かれた大きなパネルを掲げている。

オウム真理教の村井秀夫
幹部の刺殺事件当日、TBSのカメラが事件発生前から犯人の行動を克明に追っていた不自然さを指摘して、「事件の情報を、どうしてTBSは知り得たのか」「国民はみな疑問に思

っている」など、一層語気を強めた。

磯崎社長は「きわめて重く受け止めている」と繰り返すばかり。だが、次の広中和歌子氏（平成念の質問が終わりかけたときに、突然、磯崎氏は発言を求め、「10の疑惑は根拠のないうわさだ。実名をあげるのとは人間問題だ」と保坂氏への不満をぶちまけた。

及川一夫委員長がルール違反の発言をたしなめたが、保坂氏はぶ然。委員会終了後も「再質問ができなくなつてから、ひと言で一蹴（いっしゅ）するなんて失礼だ」と怒りは収まらぬ様子だった。

(b)

TBSは間違っていない

TBSテレビに対する非難が全社会的に生じているが、その要点をまとめると、

- ① 89年10月26日夜に来訪したオウム幹部に坂本弁護士とのインタビューのビデオフィルムを見せた。また、見せたことを口外しないようにオウム幹部へ依頼した。
- ② オウム幹部の抗議、告訴予告や、今後の取材に際しての信頼関係を配慮して、前記のインタビューの放送を中止した。
- ③ その経過を番組で公表する、坂本弁護士ら関係者へ伝える、警察へ通報する、というような措置を直後にも、坂本弁護士一家の失踪後にもおこなわなかった。
- ④ 他のマスコミが問題とし、国会へTBS幹部が召喚されても、不十分な社内調査に依拠して、質問者の認識に反する主張をした。
- ⑤ 全般的にオウム批判の姿勢が他のTVと比べて弱く、捜索日時を事前にオウムへ伝えた可能性や、村井刺殺ブランの情報を得ていた可能性などの疑惑もあり、今回の問題に関しても最終的には自らの誤りを認めたが、反省の色が薄い。

およそこれらの点について非難を受け、政府からの法的制裁（放送事業の認可取消）を受ける可能性もあり、当然とみなす人が殆どであるが、問題点を把握する位置を変えてみるとどうなるか。

かりに、あるTV局が捜査当局の非公然の要請に応じて未放送のビデオフィルムを見せたり、放送を中止した場合に同じように問題になるだろうか。そのようなケースは例外的であるとしても、会社上層部やスポンサーの要請に応じて見せたり放送中止したりという事態は、ごく普通にあるのではないか。いや、それ以前に、会社上層部やスポンサーが事前に見せろとか放送を中止しろと要請しそうな内容の番組にしないような内的な自主規制が日常的に機能しているはずである。そのような拮据りの中で今回の問題をとらえ直してみると、今回の問題はTBS（の幹部よりは下部の社員、さらには社外の取材担当者）の一定の自由な雰囲気、自主性への攻撃の意味を背景としてもっているのは明らかである。

勿論、この問題は、前記の背景を超えて、坂本弁護士一家殺害事件やひいてはサリン事件の発生の有無にも関わるという意味で重大視されているのであるが、それは結果論であって、さまざまの（まだ公表されていないものを含む）社会的ないし個人的要因、その経過の錯綜や時間差がオウムの行動プランに影響を与えているはずであり、オウム関連事件の責任をTBSに負わせることはできない。個々のスタッフが内的な責任を痛感することまでを否定しないが、外部からの批判は有害である。前記の①～⑤は、内実としては、柔軟性のある放送関係者の常識的な対処の仕方であり、これ以上に責任感？の強いTV局やスタッフの作る番組は多分つまらないし、事件に深く関わるラディカルさを持ちうるとは思えない。

(c)

96年3月20日 朝日新聞

十九日の衆院法務委員会で行われた参考人招致の内容は次の通り。
太田誠一氏(白川) 検察の自白陳述とTBSの内閣調査の結果が、相当食い違っている。
大川光行・東京放送(TBS) 常務 社内調査は厳正公正に行った。二人の社員のほか外部スタッフなどから状況を聞いたが、ビデオテープを見せたいという要請はない。検察の捜査結果についてはコメントできないが、社内調査では見せたという事実が出ていないと述べている。

大川氏 テープを見せたことにつながる事実が出てきておらず、口止めをするつもりはない。(藤原) インタビューは報道局員との交渉によるもので、ワイドショーの番組内容の変更など一切関係ない。おれや見返りなどというものはありえない。
太田氏 早川(被疑者)が押しかけてきたことを、なぜ当局に通報しなかったのか。なぜ放送で公表したのか。なぜ放送で公表したのか。なぜ放送で公表したのか。

十九日の衆院法務委員会で行われた参考人招致の内容は次の通り。
太田誠一氏(白川) 検察の自白陳述とTBSの内閣調査の結果が、相当食い違っている。
大川光行・東京放送(TBS) 常務 社内調査は厳正公正に行った。二人の社員のほか外部スタッフなどから状況を聞いたが、ビデオテープを見せたいという要請はない。検察の捜査結果についてはコメントできないが、社内調査では見せたという事実が出ていないと述べている。

大川氏 一家の無念を思うと言葉がありません。ご遺族の悲しみはいかばかりかと思えます。しかし、過程で坂本弁護士を知ったという事実を認定した。具体的にどのような証人に基づく判断かを申し上げるの

TBSビデオ問題 参考人招致 衆院法務委

坂上富男氏(社以) 冒頭陳述では、TBSとの折衝の過程で坂本弁護士のインタビューの詳細を知ったとされるが、どのような証拠に基づいているのか。原田明夫・法務省刑事局

か。原田局長 そのような趣旨の記載があるという。

坂上氏 TBSの二人の社員の供述調では、オウム真理教の幹部が来た後に、坂本弁護

士のインタビューの放送を取りもめたという記載があるというが、

事実か。原田局長 そのような趣旨の記載があるという。

坂上氏 一般論として、対立する団体、個人に放送前のビデオを見せるのは由

か。原田局長 そのような趣旨の記載があるという。

坂上氏 一般論として、対立する団体、個人に放送前のビデオを見せるのは由

たしいことだと思うが、大川氏 そのような行為はしていない。

坂上氏 検察の自白陳述への所感。大川氏 検察の調べる、私どもとしてはコメントし

ない。坂上氏 (冒頭陳述が事実と違う) なぜ検察に抗議しないのか。大川氏 根拠に列処させていた。坂上氏 記者会見で調査を打ち切ったとか置ったが、おかしい。徹底的な調査をすべきだ。

大川氏 調査は今後とも必要に応じて継続する。坂上氏 ビデオの件が今後の裁判で明らかになった

場合、それに対する責任を取っていかなくてはならない。大川氏 今後の公判を見極めつつ対処して行きたい。

正森成二氏(共産) (事件の)一定の原因を作ったことについて、社会人としての良心はないのか。大川氏 そういふお考えもあるのかもしないが、私どもは調査を真摯(しんしん)に行い、今までの申し上

げた結果を引き出した。正森氏 今後の公判にはオウムに呼ばれることもあるだろう。その時に、よもや偽証を教唆(きようさ)したり、不当な圧力をかけたりすることはないでしょう。大川氏 二人に何らかの圧力をかけたこともない。本人たちは真実を述べていると思う。

小森龍邦氏(新社会) 冒頭陳述の内容は、TBSを呼んで、オウムはこういうことを言っているが、そういう事実はあるのか、などと調べた結果なのか、それともオウムの言ったことを一方的に出したのか。原田局長 検察は捜査過程で収集した全証拠に基づいて総合的に、証拠により証明する事実ということで提示していると考えている。

国家権力は、オウムを口実として（他の組織への適用の準備として）破壊活動防止法を適用しつつあるが、同じやり方で、TBS問題を口実として放送、報道総体への規制強化を意図している。今はTBS（の幹部よりは、下部の社員、さらには社外の取材担当者）の擁護が必要であるといわざるを得ない。会社による現場の担当者の懲戒解雇処分や締めつけ強化、自分たちは無関係なのに、という「例外的」当事者への社内からの恨み…に対して、内部の良心的な労働者は闘っていくのが当然であり、共闘する。

註

1―捜査当局は前記のビデオフィルムを95年10月段階に提出させて、報道の自主性に介入しているから、番組の担当者がオウム側へ見せたことを批判する立場の人は、これも対等に批判すべきである。捜査当局は権力行使に加えて、他のマスコミにリークする方法でTBS包囲網を敷いていたが、その効果が全社会的に拡大した段階を見計らって、96年3月27日の早川氏に関する公判でオウム幹部の獄中での供述調書を朗読することによりTBSたたきの最終場面を演出した。このような手口に影響されている人々には、TBSの報道姿勢に限らず、オウムのマインドコントロールを批判する資格はない。

2―今回の問題で本当に注目すべきなのは、オウムだけでなく住専・菜害エイズ・沖縄などの問題の根源を戦後50年の矛盾の蓄積との関連において謙虚に解明していこうとする社会的雰囲気、オウム裁判のショー化とTBSへいじめへ、国家権力によって誘導されていることである。そして、自分の生き方や発想が根底的に問われることを嫌悪する「中流」化した多数の日本人が、その誘導にひっかかって参加しているのである。

3―もう一つ関連して問われているのは、現代社会における情報の位置、それを把握し応用する本質的意味である。オウムであれ、権力であれ、任意の組織や個人であれ、この社会に流通する様々の情報を自らの利益になるように追求したり利用したりする傾向は加速度的に増大しているが、その場合に不可欠なのは、ある情報を把握・応用したくさせた当事者だけの責任を問うのではなく、情報の把握・応用の仕方がこの世界のどの存在にとって、どのような価値を持つかに重点を置いて評価していく態度である。

4―3の視点からは、オウムがTV局で得た情報を基にして行動を企図したとしても、それは、かれらが国家権力や巨大資本に拮抗するまでに形成した実力の成果であるということが可能であり、その実力の内容と、殺人という行動へ短絡する発想の批判を、国家権力や巨大資本の実力や発想の検討と共に（その否定面を転倒する方向で）おこなうことを中心テーマにすべきなのである。情報の媒体や、実際の取材に関わっている労働者にオウム事件の全責任を転嫁するのは重大な誤りであるといわざるを得ない。このように論議の座標を転倒・拡大した場合には、TBSの対処の仕方がむしろマトモであり、非難する側の方の偏向こそが問題であるという指摘を、この項目のタイトルに込めた。

(d)

「テロ集団、早く消滅を」 坂本弁護士事件 口頭弁論始まる	
坂本提弁護士(当時三 三)一家三人殺害事件で、 遺族がオウム真理教と麻原 彰晃被告、事件の実行犯と される教団幹部五人を相手 に総額四億九千万円の損害 賠償を求めた訴訟の第二回 口頭弁論が二十二日、横浜 地裁で開かれた。原告本人 の意見陳述で、坂本弁護士	の母さちよさん(右)は「提 と都子と龍彦を戻してほし い。帰ってきてほしい。で も、それはどうにもならな いから、この裁判で一日も 早くオウム真理教を解散さ せてほしい」と述べた。 坂本弁護士の妻都子さん (当時一九)の父大山友之 さん(左)と、母やいさん
はかば、新築智光被告が全 面否認。早川紀代秀、岡崎 一明両被告は請求棄却を 求め、事実関係は留保し た。	遺族らの記者会見 TBS退席させる 遺族と弁護士が閉廷後に 横浜弁護士会館で記者会見 した際、弁護士が「遺族の 要望」を理由に、TBSの 取材陣を退席させた。

96年3月23日 朝日新聞

刊行委の註：TBSは、4月30日に社内調査の最終結果報告と検証番組（TBSテープ問
題について）を放送した。コマーシャルなしでおこなったのは、マスコミュ
ニケーションの最終形態を無意識にせよ実現しているのに興味深かった。
しかし、放送内容そのものは、この項目で「間違っていない」と提起してい
る水準から（内外の圧力にやむを得ず屈した結果であるとしても）既成秩序
の価値判断へ復帰している度合だけ間違っている、といわざるを得ないし、
この放送に関わった当事者たちも内心で感じているはずである。この放送自
体の検証と止揚が今後必要であり、私たちも、その実現に共闘していく。

5―刊行委としては、95年5月12日のTBSの番組「ブロードキャスター」が「神戸大学闘争史」の紹介を踏まえて松下やオウムの早川氏の報道をしたセンスを高く評価しており、その位置づけを批評集a篇3でもおこなっているが、この番組の切り込みの鋭さについては、自民党議員が国会質問の中でオウム問題におけるTBSの責任追求のムードに便乗して住専問題に関する「ブロードキャスター」などの報道姿勢について示した反発（転載記事a）からも証明されている。そして、これは自民党内タカ派のTBS非難のレベルを思わず露呈してしまっているといえる。

6―与党の自民党議員だけでなく、野党の共産党議員の質問ぶりもひどいものであった。しかし、正義の？味方よろしく居丈高に迫る各議員に対してTBS代表者が示した平明な応答ぶりは時として見事であった。（転載記事b、c）「被告人」的な位置に引き出されて糾弾されている情報企業の管理者の方が与党は勿論、共産党よりも「革命的」であることを示す瞬間であったといつてよい。勿論、その本当の意味に気付き、応用していく作業は、TV局幹部に対してよりは、管理者をこのような場でこのように振舞わせるを得なくさせるまでに成長している現場の労働者に対してこそ期待するのであるが。

7―今回のTBS問題において圧倒的な既成の非難の水準に対応して「反省」する報道関係者は真の情況的課題から失墜しているのは勿論であるが、非難する方とされる方の双方が気付いているある空白の感じは、いま予測し得ないような可能性の芽になっていく気もする。TBS関係者に限らず、取材する特権性に無自覚になりかねなかった報道機関自体が他の報道機関の報道対象になりうることや、大多数の日本人が示す愚かしさを目撃し、非難の底の浅さを痛感した人々の中に、それらの向こうにある空白をみつめ、今後のより広く深い活動へ結実させていく決意を抱いた人が存在することを疑わない。

8―これも記しておきたいが、坂本弁護士事件の遺族が記者会見の場からTBS記者の退席を求めた記事（d）や、「江川紹子さんが息子とオウムを会わせる契機を作ったから憎い」とシンポジウムで坂本弁護士の母親さちよさんが発言したという週刊新潮4月4日号の記事（立ち読み）を読んで呆れた。犠牲者（の母）の特権性への無自覚さが生み出してくる頹廢の一例であるが、かの女もTBS非難の演出の犠牲者であり、50年前の戦争で「鬼畜米英」を信じ切っていた日本の母たちの姿が重なってきて哀しい。

9―一挙に時間を30年以上前にワープさせることになるが、このTBS論には60年安保闘争後の混乱の季節における記憶が介在している。（次のページの関連資料参照）いまTBSを最もしつこく糾弾している共産党は、この情報を徹底的に利用して反日共系左翼の革命性を傷つけようとした。しかし、松下ら共産主義者同盟（ブント）の多くはTBSへの抗議などせずに、その情報の意味を内的に抱え、鍛え、真の反革命である共産党に反撃し、より巨大な敵や問題と格闘してきた。その成果は、とりわけ60年代末以降の私たちの軌跡に示されている。今回のTBS問題への言及には、このような経過に由来するTBSの歴史への屈折した？親愛の念も交差していることを付記しておく。

反安保闘争の悪爆動について

(前略)

玄の企業で飯を食おうと、どこで飯を食おうと、それは、諸個人の恣意の問題であり、そこには、当人が賦与しているような思想的意味も、他人が非難しているような思想的意味も、特別に存在しない。人はだれでも、かれを一個の「生活史」としてみれば、支配によってその生活を司られている。田口富久治が、デマゴギーによって対比するように、「岸の金によって岸を倒す」ということが背理ならば、資本制社会で、その「生活史」を司られているものが、資本制社会を否定する運動をすること、思想をもつことが背理でなければならぬ。もしもたつて、学校経営資本や国家資本に寄食して、社会主義的な言説を弄する学者の存在も背理というべきであろう。この問題のなかには、ボタンをおして核バクダンで多数の人間を殺生するものは、「感覚」的には抵抗を和らげられるが、手差をもって、他を殺生するときは、たとえ一人の人間を殺すばあいでも、無限の「感覚」の抵抗を強いられるはずだということおなじ問題しか存在しないのである。

階級社会における「生活史」を諸個人としての「生活」に還元するかぎり、一人の人間が、資本家になるとか、検事になるとか、権力者になるとかいうことは、どのような立場からも何の問題にもならないのである。このような恣意性を「強いられる」ことのなかに資本制の本質は存在しているからである。

何故に、マス・コミらは、日共らは、そして、知識人らは、それを問題にするのだ？ そこには、三年間の歳月を無視した詐術が存在しており、また、かれらは、一様に古典的転向論に左右されている。三年前に全学連の幹部だったものが、三年後に一個の市民、労働者として縁故就職した？

政治責任？ あるいは変節？ かれらは、それを問題にするのだろうか？

わたしのかんがえでは、それは間違っている。唐牛らが三年かかって、そこに何らかの思想的「変化」がおこっているとすれば、そこに安保後の「情況」の変化が、「先駆的」に象徴されているものをみるべきなのだ。唐牛らに石を投げているものの内部に、いまだ顕在化されていない「変化」が、そのなかに先駆的に示されているのである。いいかえれば、石を投げている者は、鏡に映ったじぶんの姿に石を投げているのだ。そして、わたしたちに、強いられている思想的、現実的課題があるとすれば、このような「情況」の変化を、いかにして止揚しろるかという困難な問題のなかにある。わたしひとりには、別物だなどと考えているもの、清浄なものか判らないものもある。わかっているものに情況を動かすことも、支配することもできないのは自明である。つまり「情況」外の存在である。

革共全国委員会の機関紙「前進」(三月十一日号)は、ききだ、かれらの同志そのものである唐牛・篠原を、革命運動から脱落した転向者であると指弾している。ここには、組織エゴイズムとネオスターリニスト的発想の再生する姿しかない。しかし、「情況」は、革共全国委員を第二の「日共」に成長せしめることも、唐牛らを第二の「田中清玄」に変質せしめることもありえないだろう。

わたしたちは、歴史の地殻の変化をその程度には信じてもいいのである。

模写と鏡

昭和三十九年十二月五日

第一刷発行

著者 吉本隆明

東京都台東区柳町四ノ一六〇

刊行委の註：唐牛氏が、この文章を読んで救われる思いをした、と語っている記事を80年代にどこかで読んだ記憶があるが、まことに、批評は人を救うこともあり、その影響は何十年も持続するのである。ことを自分自身についても確認する思いであった。私の表現は、まだまだ人を救うだけの力を持っていないが、持ちたい願いは持ち続けている。(松下)

東京「全学連闘士のその後」の波紋 放送

森田実氏ら抗議の声明を発表

三月二十六日午後九時半から東京放送ラジオが放送した録音テープ・報道シリーズ「ゆがんだ青春——全学連闘士のその後」は、安保闘争当時の青年健太郎全学連委員長、東原吉伸財政部長、藤原浩一郎中執らが、現在、右翼の田中清之氏（戦前、武装共産党を指導、のち転向し、今は上野、田中技術開発総合研究所を運営）のもとで働いている、と報道した。

これには、関西で田中氏の建設会社や荷役会社にいるという東原、藤原両氏の談話や、青年共産委員長を同席させてインタビューに応じた田中氏の語のほか、以上西氏とは別に安保闘争当時の学生運動活動家数氏の語が録音されている。

東原は電話で、東原らのグループが、森田小島を襲撃計画があり注意を要するとの連絡を受けた。午前一時二十分ごろ森田宅の扉を叩く音がなり、出てみると約三人が、森田宅のまわりをうろついていて家が数軒に多数の人のりこみだか、すぐに引上げた。TBS放送に際し、東原らのグループから、いやらしく脅迫がある、とわれわれには手紙でできなかった。かかる事柄について、われわれは、安保闘争に際しての事実を最大限に悪用し、安保闘争の真実をくつがえそうとしているが、歴史的実情が変えられるものではない。安保闘争における全学連の偉大な役割と、それとは対照的に全学連を非難しつづけた共産党の卑劣な行為の事実が少くも改められるものではない。この事実が明らかにされていくことは、安保闘争における学生運動は全学連自身に指導したものであって、外部の誰かが指導したなどというものは、全く事実と反するものである。田中清之が指導した「田中」のチマであるというのである。

一、かつての全学連指導者のうち二三人の人が、田中氏のところに就職し、ないしは、世話になつて就職したことにについては、われわれが明らかにするまでもなく、すでに周知のことであつた。TBS放送及びアカハタは、全学連の元幹部がすべて、そのような関係をもちいるかのやうな報道をしているが、これは全く不当なことである。かつての学生運動家、共産党から脱線したもののほごとは、従来の運動理論の根本的克服のために、日夜勉勵してゐるものである。

一九六三年三月九日

安保闘争における全学連の運動は、現在、その一部元幹部が右派田中清之氏のもとに行つた、というところその歴史的な意味を改められるものではないが、2月28日、3月1日の共同読書新聞「アカハタ」はこの放送を大々的にとりあげ、暴露された全学連トロツキストの正体——田中清之が戦術を指導、と攻撃している。

④ アカハタの森田宅とされているものはTBS放送にもなく、全く事実無根であるが、明らかに放送されない部分とほほしき「森田宅を訪問した関係者の取材内容が共産党に伝わったものである」といふ、事実は事実である。

一、三月五日、森田小島の住宅で、日本共産党宮本部長が、次の抗議文を発送した。

「三月二十八日付、アカハタ記事『全学連トロツキストの正体』は、森田宅に訪れたTBS放送にひん乗し、安保闘争の中での学生運動の役割をねじまげようとするものである。

一、われわれはこの放送に際し、三月一日、TBSラジオ報道部にたいして、取材給過に際し、次の諸点について抗議した。

① 森田はTBS記者の取材要求をうけておらず、取材目的も知ら

ていない。森田宅を訪問した共同通信村岡記者に同行したTBS吉永記者が、森田宅にこ

ろ、森田宅を訪問した関係者の取材内容が共産党に伝わったものである」といふ、事実は事実である。

一、われわれはこの放送に際し、三月一日、TBSラジオ報道部にたいして、取材給過に際し、次の諸点について抗議した。

一、われわれはこの放送に際し、三月一日、TBSラジオ報道部にたいして、取材給過に際し、次の諸点について抗議した。

刊行委の註—青酸ガスに限らず、オウムの使用した武器の素材、製造、意図が、いずれも既成の反体制集団の水準を超えているとまでいえないとしても、はみ出しているということはでき、その〈自在さ〉がどこからくるのか、どのように止揚可能かを検討することには意味がある。96年2月に東京拘置所から見事に脱出した7人のイラン人についても！

青酸ガス装置 製造を認める
 平田容疑者
 東京のJR新宿駅と地下鉄茗荷町駅の間に今年七月、時限式の青酸ガス発生装置が仕掛けられた事件で、特別手配中の市内で逮捕されたオウム教「謀報」(ちやうほう)省「所属」の平田容疑者(29)が、「二日までの青酸ガス装置の製造を認めた」と認めた。調べでは、装置は青酸ソーダを別のポリ袋に入れ、時限装置のついたカッターのようなプロペラが回ると、塩酸とあって青酸ガスが発生する仕組み。平田容疑者は調べに対し、二つの装置を逃走中に潜伏先のアパートでつくったことを認めているという。平田容疑者が一時潜伏していた栃木県栗山村のテントの近くからは、青酸ソーダ五百グラム入りの瓶十九本が見つかった。

95年11月2日 朝日新聞(夕刊)

95年11月25日 朝日新聞

オウム ダイオキシン計画も 製造失敗し、青酸ガスに
 三 東京・新宿の地下鉄茗荷町駅と地下鉄丸の内線の間、今年五月、青酸ガス発生装置が仕掛けられた事件で、特別手配中の市内で逮捕されたオウム教「謀報」(ちやうほう)省「所属」の平田容疑者(29)が、「二日までの青酸ガス装置の製造を認めた」と認めた。調べでは、装置は青酸ソーダを別のポリ袋に入れ、時限装置のついたカッターのようなプロペラが回ると、塩酸とあって青酸ガスが発生する仕組み。平田容疑者は調べに対し、二つの装置を逃走中に潜伏先のアパートでつくったことを認めているという。平田容疑者が一時潜伏していた栃木県栗山村のテントの近くからは、青酸ソーダ五百グラム入りの瓶十九本が見つかった。

当局の調べで明らかになった。地検は同日、殺人目的の青酸ガス製造などにかかわったとして、教団幹部四人を殺人未遂の罪で東京地裁に追起訴した。追起訴されたのは、教団「謀報」(ちやうほう)省「所属」の井上嘉浩(36)、「法皇内庁」トップの中川智正(33)、「科学技術省」幹部の豊田孝(33)の三人。三人は殺人罪などで起訴された。被告は「法皇内庁」幹部の宮永昌宏被告(32)は殺人未遂罪などで起訴。調べによると、井上被告らは教団に迫る捜査を妨害するため、猛毒のダイオキシンを製造して都内に散布することを計画。逃走先の東京都八王子市内のアジトで、ダイオキシンの原料を調達して製造を試みたが、失敗を繰り返した。このため、青酸ガス発生装置を仕掛けることを思いついたという。

戦争と日常とダイオキシンの

（サリン事件へのもう一つの視点）

オウムに対する警察の捜査を混乱させる意図で実行された95年5月の青酸ガス発生事件は、オウムにより、まずダイオキシンの散布として計画されたが、製造が困難であるために青酸ガスに変更されたという記事（このページ右に転載）がある。この記事を読んで、いくつかの感想を持った。

①ダイオキシンの散布として計画された理由は何であるか。3月20日の地下鉄サリン事件以降には警察の捜査との関連でサリンの貯蔵分を廃棄したためにダイオキシンの製造と散布を思いついたのかも知れないが、ダイオキシンがベトナム戦争で「枯れ葉剤」として使用されていたことをオウムは知っていたかどうか。さらに遡行していえば、かなり前からサリンの製造を開始していた過程で、サリンと第2次世界戦争や湾岸戦争の関連についてオウムはどのように把握していたのか。

②ダイオキシンよりも青酸ガスの方が簡単に製造できるといえるのは本当か。ダイオキシンは日常的に大量にゴミ焼却場で発生している。ポリ塩化ビニール、プラスチックなど塩素を含むゴミを不完全燃焼させる場合に発生しやすいが、日本における規制の基準は国際的に見てないに等しく、現場の労働者への配慮も、原発で働く労働者に対すると同様に極めて乏しい。これらの事実についてオウムはどのように把握していたのか。

①はオウムの無意識領域に影を落としている戦争の問題として、②はオウムの無意識領域に影を落としている日常の問題として関心がある。ただし、私は、オウムの関心の持ち方をストレートに批判するつもりはない。むしろ、オウムが何かを飛び越えてダイオキシン（ないしサリン）へ関心を示した過程で飛び越えた何かとは、私たちのそれらへの無関心さであったともいえるのである。日々ダイオキシンが大量に発生している事態にいくらかの不安を抱きつつも、なすすべもなく放置している私たちの姿は、日本社会の全面的腐敗、ゴミ化を、なすすべもなく放置しつつ、自らの別の可能性であるオウムへの憎悪で代償している姿へ重なっていく。

かりにオウムがサリンの代りに私たちの生活と基本的に共通なオウムの人々の共同生活から出る廃棄物からかれらがダイオキシンの散布したと仮定すれば、オウムへの怒りや批判の質は決定的に異なってくるのではないだろうか。

私たちの日々の生活から出るゴミの廃棄や焼却に関して私たちの殆どは、週に何回か路上に出す、せいぜいゴミの種類を分別して出すというレベルの関心しかなく、そのレベルについてさえも地域、労働条件、プライバシーなどに関わる問題を解決しかねている現状であるが、かりに全ての住民が交代でゴミの収集・焼却に関わるシステムを作り実行するならば、私たち総体の関心と認識は飛躍的に増大するはずである。そして、この試みは、

ゴミ焼却場周辺の異常な発ガン率の謎

20年前に終結したベトナム戦争の「枯れ葉作戦」で使われた枯れ葉剤……。そこには史上最強といわれる毒物・ダイオキシンが含まれていて、今なお人々を苦しめている……。そして、この猛毒は日本列島に見えざる敵として、今日も大気から降り注いでいるのだ。そこで、その元凶ともいえるべき「ゴミ焼却場」を2回にわたってレポートする！

ダイオキシンとは何か？

ダイオキシンとは一体なんなのか。ダイオキシン汚染に詳しい摂南大学の宮田秀明教授は、こう解説する。

「ダイオキシンは有機塩素系の化合物です。基本構造は同じで、異性体といわれるものは75種類あります。それ以外にもポリ塩化ジベンゾフラン、コプラナーPCBという化合物があり、ダイオキシンの仲間に加えられています。これらの化合物のうち13種類の異性体について、その毒性などを評価しています。この中で一番毒性の高いものは2,3,7,8四塩化ダイオキシンです」

このダイオキシンの毒性は

す。合計すると約15*になります。この他、大型焼却炉以外の焼却炉が1400ぐらいあります。しかも、この燃やしたり止めたりという準連続式及びバッチ式の中小の炉の排煙中の濃度は当然、高くなります。この中小炉はゴミの約30割を焼却していますが、排煙中の濃度の高さを考えると、これも同程度になると思われれます。ですから、全体として15*のダイオキシンが排出されていると見積もることが出来ます」(宮田秀明教授)

つまり、年間15*ものダイオキシンが日本中のゴミ焼却施設から排出されているというのだ。

他に類を見ない高さで知られている。

この毒性の被害を過去、最も浴びたのは、ベトナム戦争中に「枯れ葉作戦」で枯れ葉剤の影響を受けた人々だった。枯れ葉剤の散布が中止されてから20数年経った今も、その爪痕は深い。

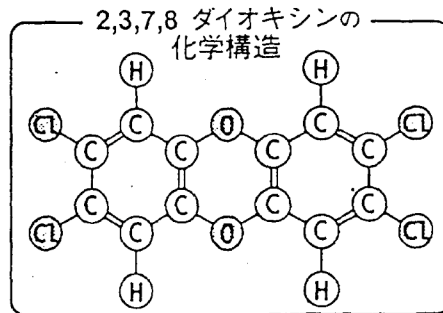
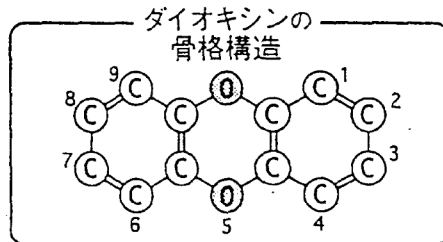
ダイオキシンの人体への影響は、皮膚や内臓への障害、発ガン性、催奇形性(奇形を促させること)、免疫抑制などがあるといわれている。

そのベトナム戦争で証明されたダイオキシンによる被害が、これから日本でも広範囲にわたってたらされる可能性があるので。

悲惨な後遺症を残したベトナム戦争の枯れ葉作戦では、1962年から1971年にかけて100*以上のダイオキシンが撒かれたといわれている。その10分の1の量が毎年、日本中を覆っていることになるのだ。これが10年続けば、ベトナム戦争で撒かれたダイオキシンの量とほぼ同量になる。

こうしたダイオキシン汚染の現状はゴミ焼却施設周辺の住民に危機感をもたらしている。

(後略)



○ 炭素 ○ 酸素 — 一重結合
 Cl 塩素 H 水素 = 二重結合

日本でのダイオキシンの最大の発生源はゴミの焼却施設だ。全体の80割がゴミ焼却場から排出されるといわれる。

「ダイオキシン類は、リグニン(木材の繊維以外のもの)や石油コークス、ポリ塩化ビニール、プラスチックなど塩素の含まれるものを燃やすと塩化ベンゼンという物質ができて、そこからコプラナーPCBやポリ塩化ジベンゾフラン、ダイオキシンが生成されます。塩素源はいろいろなものにありますが、紙を燃やしても塩化ベンゼンはできます」

(宮田秀明教授)

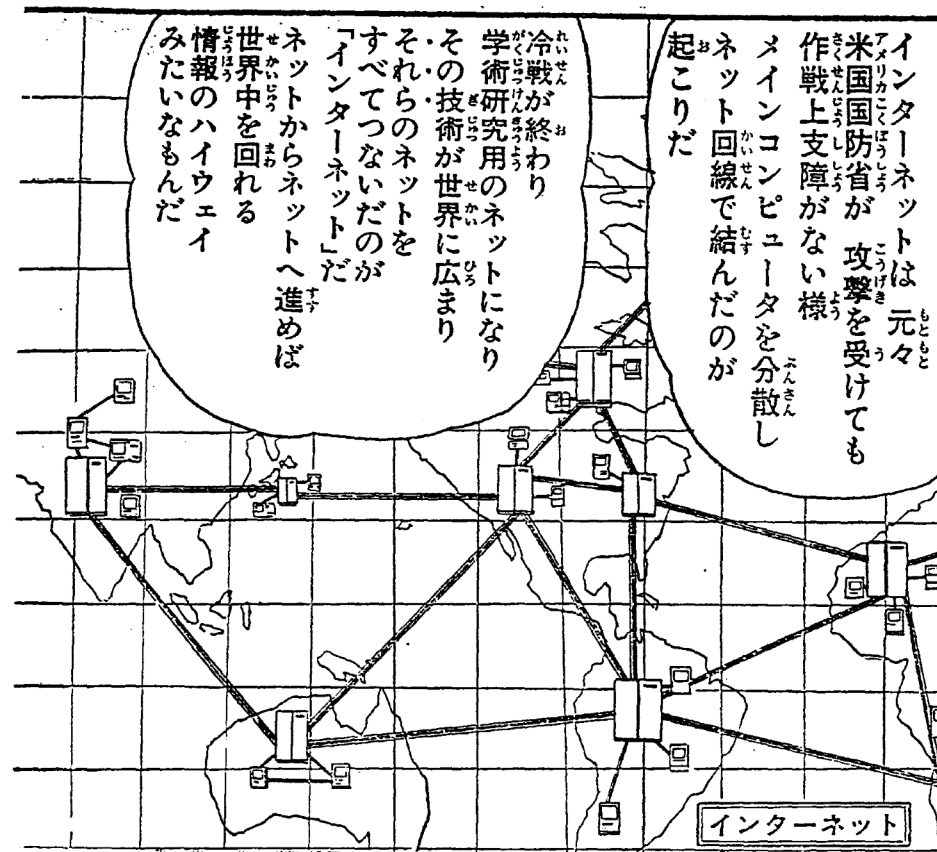
つまり、なにを燃やしても

塩素源があるのでダイオキシン類は発生する可能性があるわけだ。

日本には、ゴミ焼却施設は建設中のもも含めると1864カ所。年間にこれらの施設で焼却されるゴミの量は3785万tにものぼる。

「日本は先進諸国の中でも焼却施設が非常に多いですね。国内の大型焼却炉は3カ所あります。17カ所の連続方式の大型焼却炉の平均値から類推すると、大型焼却炉から年間2,3,7,8四塩化ダイオキシンの毒性量に換算してダイオキシン2*、塩化ジベンゾフラン51*、コプラナーPCB0.36*が排出されているま

2 5



少年ジャンプ 96年3月18日号 秋本治「こちら葛飾区公園前派出所」から

- (1) 情報を含む技術の原理や構造や操作について、任意の人に等距離に解放されていない場合は、原則として否定的にとらえる。
- (2) 社会総体に必要であると認めうる技術を用いる場合には、全ての人が対等に交代で仕事につく。仕事のやり方や内容に異議が出た時には、中止して討論する。
- (3) 現段階で最高の技術とみなされているものの成立過程を、他にありうる異なる原理・体系の技術の成立過程から相対化する場を恒常的に作る。 概念集2 (89年9月)

インターネット概念の解体と再生のために

インターネット概念をコンピュータの技術的原理や実際の使用・アクセス方法、応用範囲や今後の展望から提示し分析するよりも、インターネットを比喩的媒介として何かへ吸引されていく私たち個々人や社会総体の失墜感覚とでもいうべきものへの考察が不可欠であるという気がする。

何かへ吸引されるという場合の対比例として、新しい情報や技術の媒体であるラジオやTVが社会の一部にだけ姿を見せはじめた段階の、それらを購入することが困難な多数の人々の驚きや憧れ、そして何年か後に自分も入手できた頃には、もはやそれを当然のこととしてかつての感覚を忘れている状態を想定するのがふさわしいし、パソコンの進展からその結合・拡大形態としてのインターネットが社会を包囲しても、前記のような推移をたどる面はかなりあると予測できる。

しかし、いま私たちが直面しているのは、前記のような推移からの類推をはみ出す領域であると思えてならない。その理由をいくつか挙げると、

a―たんに新しい情報や技術の媒体であることにとどまらず、その媒体が各人の社会的な存在条件に不可避的に関わり、規定してくる、という予感がある。

b―しかも、その機器について絶えず宣伝される利点や飛躍的な性能向上と、実際に自分が関わる場合に可能な使用範囲との間の大きい落差に対する疎外感がある。

c―接触しうる情報が多すぎて、選択・応用する判断基軸が拡散し、自己と情報の均衡関係の流動ないし崩壊感がある。

どのように対処していくかを考える軸として、すでに概念集2の〈技術〉論で提起しておいた3点から把握してみる。(このページ右に転載)

1 に関しては、かなりの任意の人に等距離に開放されているといえる。(経済的に購入が困難な人々や、生理的ないし法的な拘束状態にあるために使用できない人々の問題を、等距離の開放のテーマに包括していく努力は同時に不可欠であるとして。)

2 に関しては、自分の関心や労働条件のレベルで機器やネットワークの意味や有効性のレベルが決定されてくることを厳密に把握すべきであり、機器やネットワークの新しさから逆規定されて対処するのは避ける方がよい。

3 に関しては、この項目で提起していることに前記のa、b、cの比重が集中してくるという関係を重視したい。従って、3の視点からa、b、cの問題を把握し直し、それを阻止してくる力とは1、2の視点から対決していくという態度が最も本質的であろう。

3の視点からa、b、cの問題を把握し直すという場合、96年1月に刊行した〈概念集への補充資料〉12ページに転載した〈コンピュータ社会が崩壊する日〉が重要な示唆を

ラプラス変換の公式

$f(t)$	$\longleftrightarrow$	$F(s)$
1		$\frac{1}{s}$
t		$\frac{1}{s^2}$
t^n		$\frac{n!}{s^{n+1}}$
$e^{\alpha t}$		$\frac{1}{s-\alpha}$
$t^n e^{\alpha t}$		$\frac{n!}{(s-\alpha)^{n+1}}$
$\sin \omega t$		$\frac{\omega}{s^2 + \omega^2}$
$\cos \omega t$		$\frac{s}{s^2 + \omega^2}$
$e^{-\alpha t} \sin \omega t$		$\frac{\omega}{(s+\alpha)^2 + \omega^2}$
$e^{-\alpha t} \cos \omega t$		$\frac{s+\alpha}{(s+\alpha)^2 + \omega^2}$
$t^{-\frac{1}{2}}$		$\sqrt{\frac{\pi}{s}}$
$\frac{1}{t^{\frac{1}{2}}}$		$\frac{\sqrt{\pi}}{2s\sqrt{s}}$
$f'(t)$		$sF(s) - f(0)$
$f''(t)$		$s^2F(s) - sf(0) - f'(0)$

大村 平「微積分のはなし・下」(72年4月 日科技連)

ラプラスのま ◆ ラプラスの魔 [英] Laplace's demon ラプラス*はその著書『確率の解析的理論』(Théorie Analytique des Probabilités, 1812)の中で次のように述べている。「ある一定の瞬間において、物質に作用しているすべての力やまた物質分子1つ1つの位置および速度を知りうるような1つの知性があり、そしてこの知性がこれら所与の数値を解析に付すことができるほど広大なものであれば、この知性は宇宙の中の最大の物体の運動もまた最小の原子の運動も同一公式の中に包括してしまえることができるだろう。そのような知性にとって不規則なものなど何1つ存在しないはずだし、空気ないし気体の分子1つの描く軌道も太陽の軌道がわれわれにとって確実に知られているのと同じほど確実に規定されたものと思われるだろう。だがこの大きな問題を解くに必要な所与の数字の数の膨大さから見てわれわれはどうていそのすべてを知りえないし、またわれわれの知っている数値はごく限られた個数のものであるにもかかわらずそれらの大部分を計算に入れ込むことも不可能なほど無力なので、われわれはわれわれの許に順序もなくつぎつぎにやってくるように思われる諸現象をさまざまの隠れた原因のせいにし、これらの隠れた原因の作用を“偶然”という語で表わしているが、この語は結局のところわれわれの無知の表白に他ならない。」つまり確率論とはこの人間の無知をわずかに部分的に救う手段なのである。そして彼の述べたこのすべてを知りうる超人間的知性は後人によって「ラプラスの魔」と呼ばれた。⇒ 決定論 (遠藤真二)

科学史技術史事典(弘文堂)

与えてくれる。ここで指摘されている「悪意」との対決方法についてのヴィジョンを構想してみると、

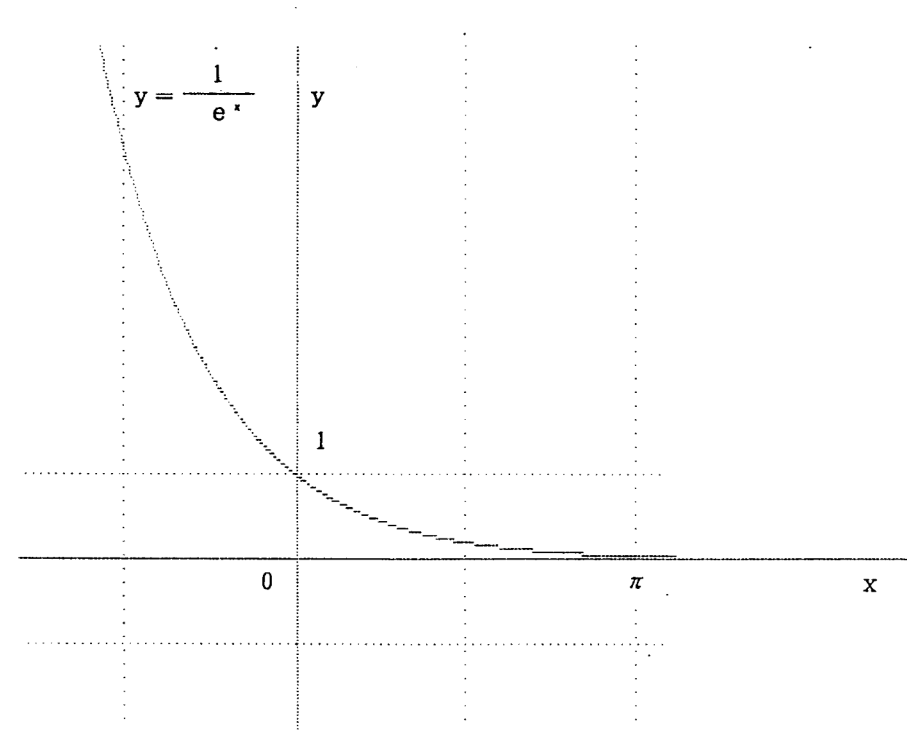
一つは、技術的な応用範囲とレベルの宣伝に対して、その技術によって現在の切迫する問題、例えば、この瞬間に世界に満ちている生命体が発している信号をとらえ、それぞれの間の情報交換・解決への回路を設定してみよ、と逆提起することである。

もう一つは、現在のコンピュータの原理である二進法のデジタル化（全ての情報を0と1のいずれかの記号に変換して分析・総合する。）を超えるような問いなしの方法を提出することである。e進法や、数や記号を超えるへゝ進法の構想…。

もともとコンピュータ技術は軍事技術に派生して発展してきたのであり、その出自に内在している文明論的な「悪意」に利用されるのではなく、逆にそれを遊びの素材として止揚していくだけの実力を形成する必要がある、そのためには、相手の「悪意」を上回る「悪意」も必要になるかも知れない。ただ、後者の「悪意」は自己目的ではなく、前者が潜在させている「悪意」を止揚する公開の回路の形成を目指しており、この回路こそが私たちの救出・創出していくインターネットの基本条件である。（概念集12で論じたライフライン概念の解体と再生の試みとも対応する。）

関連して「悪意」とか「悪魔」について考えている時に想起したイメージの一つを記すと、ラプラスの魔（このページ右の説明参照）の「宇宙のすべての物体の動きは把握・予測可能である。」という発想は、「インターネットが最大限度に行き渡る社会では、情報の動きが全て把握できるから、その情報によって動く社会や人間の動きも把握・予測可能である。」という発想を導いていくのではないだろうか。いや、あえていえば、ラプラスの魔的な発想がインターネット概念の生成に深く関わっているのではないだろうか。そして、ラプラスの想定に比べて確固とした現実の網として形成されているために、私たちは逃れることが困難だという絶望もある。しかし、ラプラスの想定が不確定性理論（註2参照）によって崩壊するのと同様に、また、「宇宙のすべての物体」と「情報によって動く社会や人間」の位相の差のために、インターネットの万能性神話も崩壊するであろう。ただし、人類史がインターネット概念に到達した意味は転倒的に引継ぎ応用していきたい。

そのためにも、ラプラス（1749～1827）については、その限界だけでなく、すぐれた達成（や応用可能性）の確認も必要である。すでに概念集4の4ページで少しふれているが、微分方程式の複雑な計算を簡単な代数計算ですませることを可能にしたヘラプラス変換の方法（このページ右の公式参照）は、私にとっては実際の計算について便利である以上に、その発想の根拠が与える示唆として重要である。詳しい説明を飛び越えて核心のみを示すと、ある関数（ x ）を0から ∞ まで積分する場合、多くの場合は発散するが、ラプラスは0から ∞ まで積分しても発散しないで有限値に収束するような関数（ y ）を見つけて、それがある関数（ x ）に掛け合わせて関数（ z ）をつくり、それについて0から ∞ までの積分を検討することを媒介して元の関数（ x ）の性質の把握や計算を容易に



したと要約することができる。私はここに無限に暴走しかねない現在の文明＝関数（x）
にとっての関数（y）は何かという問いを希望のように見出している。

註1ーラプラス交換の発想を可能にした関数（y）は、原型として示すと

$$f(x) = \frac{1}{e^x} \quad \text{であり、このページ右に描いてみる。自然現象の数式化には}$$

〇・が含まれることが多いために、これを関数（x）に掛け合わせる場合の有効性が
生じてくるのであろうが、これに対応する私たちの関数（y）をつくり出し関数（z）
として現代文明批判に応用したいと夢想している。

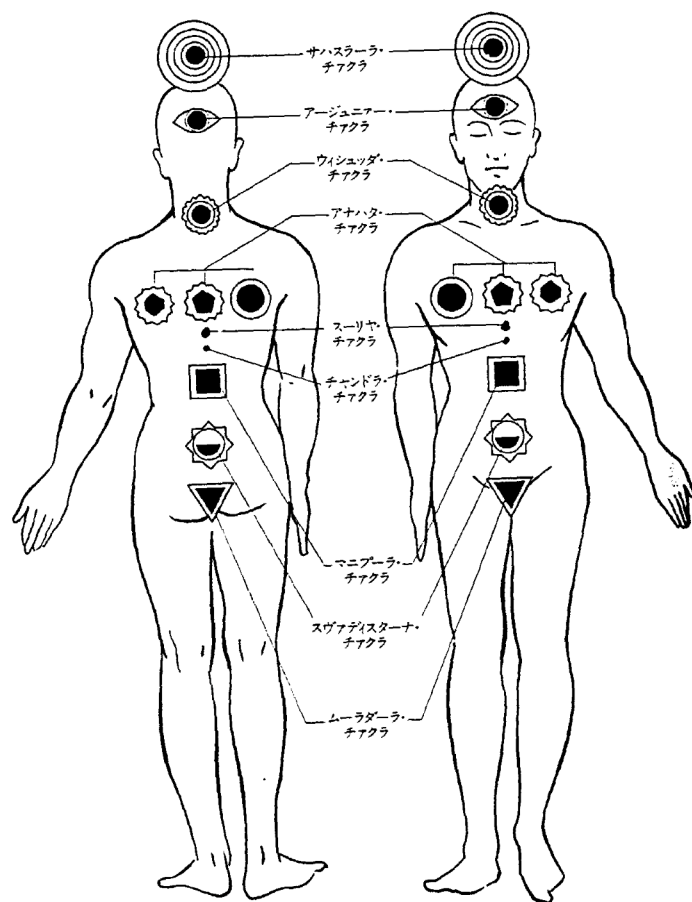
2ーラプラスの魔的な決定論は、限界をもつ過去形の理論であるとはいいい切れない。そ
の理由の一つは、決定論を超えると言われていた不確定性理論自体の限界である。これに
ついては、東見史氏が『ポスト「不確定性」文明の曙』で問題提起しており、氏はラプ
ラスには言及していないが、「観測の場」や「階層」や「意識の形成」の概念を導入
して不確定性理論を再検討する姿勢は、私たちの位置からラプラスの発想を再検討する
意欲を喚起してくれる。それは氏の考えを深化させるためにも必要であると考ええる。

もう一つの理由は、ラプラスのいう決定論の主語としての「超人的知性」の問題であ
る。この二百年の人類史は、人間の自由と平等を自明の前提として掲げつつも、実際に
は、さまざまの「超人的知性」を志向する主体やシステムの出現や支配を阻止できて
いず、これからも加速度的に力を増す可能性のあるそれらとの対決のためにもへラプラ
スの魔＜概念は再度想起されてよい。

3ーインターネットの特性の一つは、各端末が中心となって情報を発信しうることであ
り、これは「超人的知性」の要素をもって一方的に情報を伝えてくる国家やマスコミ
よりもすぐれているといつてよい。ただし、このような特性自体がインターネットをつ
くり出し、流通させている「超人的知性」によって一方的に具体化されていることの
意味を踏まえ、その逆過程と転倒を絶えず目指していくべきであらう。

4ー電子機器は高度な感じをもつが、例えば地震や磁力変化に対して極めて面白いこと
も立証されている。従って、それらに慣れてしまつたのではなく、それらがいない状態で生
きていくことを基本として、かつ製造／使用の全過程に関わる距離を測定しつつふれる
ことに意味がある。全ての機器や関係についても、位相差を把握しつつそつたいたい。

5ー歴史的に見ても、文字や本や情報が一部の者による独占から社会的共有度を深めて
いくのはよいことであり、必然でもあるが、インターネットの技術の高度さや使用台数
ではなく、それによる情報を全ての人／生命体に役立つ方向で生かす方法の確認と共有
の度合でこそ、社会的共有度は測定されるべきであり、この視点からは、まだまだイン
ターネットの社会的共有度はゼロに近く、転倒していく積分方法の発見が必要である。
6ーどのような機器も組織も、それに関わる人のレベルとの相乗積の機能しかない！



チャクラ図

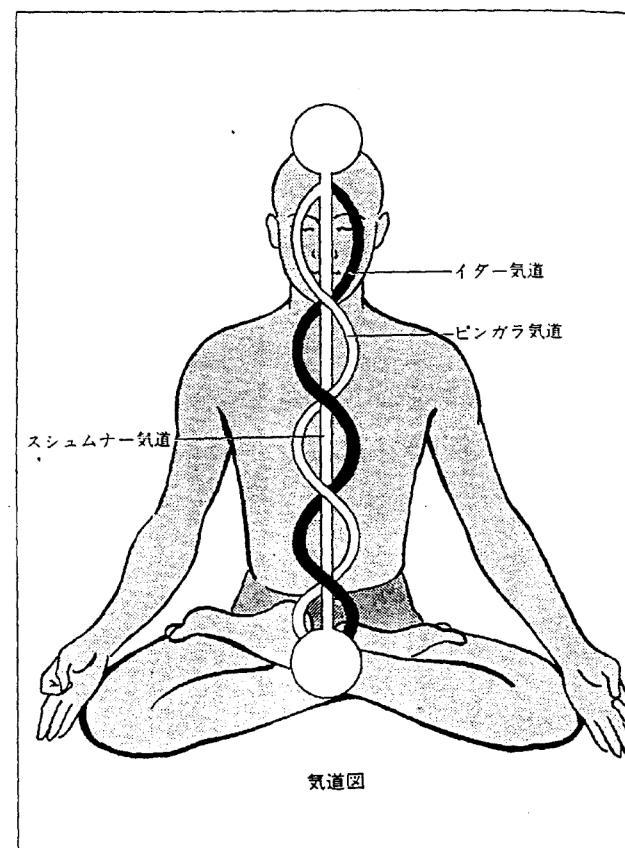
生死を超える
一九八六年十二月二十五日 初版発行
一九八八年六月十二日 改訂版一刷発行
一九九二年五月二十四日 増補改訂版一刷発行
一九九五年一月十五日 改訂三版一刷発行

著者 眞理の御魂 最聖麻原彰晃尊師
発行者 松本 知子
石井 久子
発行所 株式会社 オウム
東京都世田谷区世田谷二一八十七
郵便番号 一五四
電話 〇三(三四三九)六〇四三
振替 東京二一〇九三二五

定価一八〇〇円

無断で、盗用があらわれ取り替えます。

© His Holiness the Master, Shoko Asehara 1995
ISBN4-87142-103-1 C0014 P1800E



気道図

註―インターネット状況を論じるのは、オウム情況との同時代性を探るためであった。

オウム教団が科学技術、とくに電子機器を使いこなし、製造・販売までおこなっていたことはよく知られているが、この特性とオウムの信仰や修行の関連はあまり論じられていない。直観的には、宗教性の把握の不充分さの度合だけ科学技術の機能的利用へ没入していったという把握でよいとして、さらに次のような関心が生じてきている。断片的項目として記すと、

・麻原氏の有名になった『生死を超える』には、多くの修行者たちが、より高次の精神的ステージへ到達していく過程が記録されており、特に〈別の自分〉が身体を抜け出して飛翔していく際の視覚的ヴィジョンと各人の幻想性の質の関連に注目した。オウムの科学者たちは、これをコンピュータで解析し、総合し、信仰へ応用したのであるうか。おそらく、修行と技術開発を別個に進めたのではないか。分離と相互依存の限界…。

・もし、統一的に把握する視点があれば、例えば、膨大な情報量と一定の鋭いセンスでオウム論をおこなっている立花隆のインターネット論（「物理的空間」と「情報空間」の分岐が始まっており、後者の加速度的拡大に運れるな、という指摘）を、はるか以前に、ヒトの生存形態を肯定したままの機械的三元論であると批判し得たであろうし、その位置からの現実への関わりは大きく異なってきたであろう。

・統一的に把握する視点に到達するためには、本来は、前ページの4でのべたような、電子機器に依拠せずに全世界と対決してみる位置を潜ることが不可欠であった。かりに電子機器を用いる場合も、前述の修行体験の基礎となる身体の中を貫流する幻想の管が瞑想やグルの指導（言葉ないし接触）によってどのように機能していくかを測定する媒介として（ないし、測定し得ない場合は、機器自体の限界の測定方法へ交換しつつ）設定するならば、インターネット肯定論が、社会的身体における神経細胞の拡大の肯定に過ぎず、身体的全器官の解放にとっては部分的な意味しかもち得ないことを、言葉以上の説得力で提起し得たはずである。

・極めて乱暴な（暴力的な？）いい方になるが、現段階のインターネットの機能とオウムの修行方法には、大多数者の評価としては肯定と否定に分裂しているとはいえ、共通の欠陥がある。それは、全生命体といわないまでも、ヒトの性別に対応する使用ないし解脱の回路を想定していないことである。このいい方で何かが一瞬に判るヒトに期待する。このレベルで、何かが一瞬に判ることこそ、双方の最終目的の核心にあるはずだ。

・過渡的な結論ではあるが、インターネット概念の解体と再構成の作業は、オウム概念の解体と再構成の作業と対応し平行して展開していく場合に成果を得るのではないか。

上告申立趣意書（被告人）

（前略）

（松下から86年5月10日に提出）

- (一) 公訴棄却を主張する十数年の過程。大学闘争の本質。
- (二) 最高裁判例（水俣病や法秩法）のかすかな揺らぎを拡大させる方向。戦後の全司法構造の批判。
- (三) 併合の必然（松下に関する全事件）。その永続性。
- (四) 大学による証拠の留置の現代的意味。
- (五) 一・二審が被告人の主張を審理しえないままの問題群と情況的位相。

（六） これらをふまえて一・二審判決の各事実性把握の誤り。

（中略）

さらに重要な

のは、被告人は、現在の一・二・三審の裁判制度による「神戸」大学闘争の審理不可能性を、前記のテーマ群審理の前提として提起していることである。部分的に引用すると、申立人が

「 α ——二審判決の無罪部分を含め、全ての事実について有罪を証明する証拠を提出し、証言する。

β ——公訴されてはいないが、密接に関連する事実について公訴を自明として証拠を提出し、証言する。

γ ——申立人の法的利益など問題ではなく、全ての人にとっての真実の追求、申立人の責任の対象化が必要である。

と主張した場合、この主張に対し、最高裁は口頭弁論を開くであろうか。できなければ解体をさらすことになる。」（…）

（申立人は）審問状況を創出し、参加しつつ、あらゆる幻想性構造の関係性の基底を変革しようと試みている。あえていえば、これがそれが最大の「罪」であり、裁けるなら、これをこそ裁くべきである。」

前記と同一日付の「五・一〇」付で、松下を含む仮装被告団から、上告審理の前提に関する申立書。

ここでは、趣意書で示唆している審問法廷へ最高裁の参加要請をしており、一ヵ月以内に応答がない場合の忌避を予告している。

「六月一日」 忌避申立書

六月十九日 却下決定

（第二小法廷）

「六月二日」 異議申立書

前記決定の立証なき理由づけを批判しつつ、もし例外的に、最高裁が、カフカの「訴訟」に関するドゥルーズとガタリの批評をよんでいて、訴訟の三つのケース（①決定的な無罪 ②外見上の無罪 ③無期限の引き延ばし）の分析を、現情況で最もよく生き、かつ、生かしているのが申立人であると批判しているのであれば、少し話はちがってくるが……と審問の場への風穴をあけている。

七月一日 何かに焦ったのか早々と棄却決定

「七月四日」 求釈明かつ再審の申立

六・一九却下と七・一棄却の語法的矛盾から、全申立への対処の矛盾を開示しつつ、全決定を転倒している。もはや、決定など無効な審問法廷へ出立しつつ。

ドゥルーズへの非追悼的追悼

95年11月12日のイスラエルのラビン首相暗殺のニュースは無理にでも歴史をある破局へ演出しているかとする何かの意思を感じて戦慄的であるが、私には、その直前の95年11月4日にアパートの7階の窓から飛び下りて自殺したという短い新聞記事が対等に衝撃で、その後の報道や特集にも注目してきたけれども、依然として死の原因、態様、意味などについて納得できる記述に出会っていない。

70才のドゥルーズが自然死を拒否して選んだ自死については、すでに〈概念集への索引と註〉の刊行委による討論断片の中でふれているけれども、討論の流れの中でかすめたに過ぎないので、ここでは、もう少し具体的な表現の位相でドゥルーズに迫ってみたい。

誇るべきことではないが、私はドゥルーズに限らず、内外の思想家といわれる人々の著作の綿密な読者ではない。しかし、そのような私でさえ、ある時期にかれの著作を引用したという経過を示しておく、

神戸大学闘争の公告に関連してドゥルーズ／ガタリによるカフカ『訴訟』論を援用したので、関連表現をこのページ右に転載しておくが、これは必然的な引用というよりは、おそらく無視してくるであろう最高裁への提起に際して、既成の裁判用語やイメージを変化させつつ、自分と相手の表現位相に風穴をあけることを意図していた。最高裁が無視しようとも、この試みの意味は作成／提出過程において確実な手応えとして感じられたし、その後の様々の裁判過程を見る場合に役立ってきている。

現在のオウム裁判に交差させてみると、オウムの事件は前記のカフカ論に出てくる概念としての「欲求の隣接性」ないし「権力の隣接性」によって分析したり主張したりすることから最も遠い位置にあるという印象を避けられない。関連するカフカ論の一部を次のページ右に転載するが、カフカの『訴訟』におけるような時間・空間の無限性や猶予性はオウムの事件に関しては全くといってよい程に適用不可能である。しかし、その対極性を踏まえて応用する場合には、意外な突破方向が出現するのではないか。すなわち、オウム事件について垂直に重層して迫ってくる、対処不可能に見える拘束状況を転倒して水平な次元へ変換し、オウムを審理する国家も、事件を引き起こした宗教も、非難と断罪を合唱する大衆も、もも全て迷路の中での無数の部屋の一つとして把握し直しつつ、それら総体の地図を作成し、突破をめざすこと……。その過程における無限の問題との格闘が決意されるならば、それは確実に私たち仮装被告団と共闘する方向である。その意味からも、ドゥルーズには、死なずに〈国際法廷〉への過渡にあるオウム裁判を見つけていてほしかった。

前述したドゥルーズらの裁判論の他にも私たちが注目しているのは、ドゥルーズ／ガタリの別の共著『カフカ－マイナー文学のために』である。その中心テーマとしての「ヘマイナー」概念の転倒は印象的で、著者たちは、「偉大な文学」より下位にあると評価されが

(前略)

カフカにおいては、いたるところで、「訴

訟」でも「法の問題について」でも、法は注釈者のさまざまな〈党派〉「立場」との関係で考えられている。しかし、政治的には、重要なことはいつでも会議場の廊下とか集会の舞台裏といった別のところで起こる。そのような場所では、ひとびとは欲求と権力との内在的な本当の問題——〈司法〉の実際的な問題——に直面するのである。

したがって、法の超越性という考え方をきっぱりと捨てなくてはならない。もしも最終審が到達されえないもの、表象されえないものであるとするならば、それは否定神学に固有の、無限のヒエラルヒーという考え方によるのではなく、欲求の隣接性によってである。この欲求の隣接性によって、事象はいつでも、隣りの事務室で起こるようになる。事務室の隣接性、権力の分節性が、審級のヒエラルヒーと権力者の卓越性とのかわりになる。(すでにあの城は、分節され隣接した田舎家の寄せ集めであることが明らかにされた。これは、ハープスブルクの官僚組織や、オーストリア帝国のなかの諸国のモザイクに似ている。)もしも聖職者から小さな娘たちまでのすべてのひとが司法に属し、司法の付属品であるとすれば、それは法の超越性によってではなく、欲求の内在性によってである。

(中略)

司法とは、可動的でいつでも位置が動く境界線を持った、欲求のこの連続体である。

画家のティトレリが、無期限の引き延ばしの名のもとに分析するのは、このプロセス。この連続体、この内在性の領域である。これは「訴訟」の決定的なテクストであり、そしてティトレリを特殊な人物にしているテクストである。彼は原理的に可能な三つのケースを区別している。すなわち、(1)決定的な無罪 (2)外見上の無罪 (3)無期限の引き延ばしである。

(中略)

もしもKが外見上の無罪を拒絶するとすれば、それは本当の無罪を希望してのことではなく、またそれ自体を自分で養おうとする罪の内面的な絶望においてでもない。なぜなら罪は、すべて外見上の無罪の側にあるからである。外見上の無罪については、それが同時に無限であり、限界があり、非連続であることができる。

(後略)

〈叢書・ユニベルシタス〉

カフカ——マイナー文学のために

1978年7月10日 初版第1刷発行

1985年9月30日 第7刷発行

G. ドゥルーズ／F. ガタリ

宇波 彰／岩田行一訳

発行所 財団法人 法政大学出版局

ちな「マイナーな文学」について次のように要約しうる重要な指摘をしている。

・マイナーな文学はチェコのユダヤ人カフカがドイツ語で表現したように、またアイルランドのジョイスが英語で表現したように、少数民族が自己を取り巻く多数民族の言語を用いて創造する文学であり、その特性は、

①書くことも書かないことも不可能性にさらされている。

②個々の事件やテーマが受入れられる安定した社会的基盤を持たないために、意思しうとしまいと直ちに政治的な性格を帯びてしまう。

③小集団として表現していくことを強いられる。

そして、これらの条件と格闘して普遍へ到達している意味において、「偉大で、革命的なのは、マイナーなものだけである。」と、世界情況の様々の場で孤立の中で苦闘している者を励ましてくれる結論を導いている。オウム教団、特に麻原氏についても、この意味でのマイナー性からの評価をしていく方が本質的であろう。

前記のカフカ論は共著であり、ドゥルーズだけの著書ではない。しかし、私はいくつもの共著の形態や、84年6月にエイズで死去した同時代の哲学者について86年6月に出した『フーコー論』にこそ、単独で書いたもの、自分について書いたものよりも鮮やかにドゥルーズの本質が開示されていると考える。そこに、唯一の偉大さと革命性の指標を付与しつつ交換した「マイナー」性へ結合しようとする決意を読み取ることが可能であり、いくつかの主著も、この視点から把握する時にこそ同時代性の核心を見せるであろう。フーコー論（フーコーは生前にあるインタビュで「20世紀はドゥルーズの時代と呼ばれるようになるだろう。」と語っている。）から私がインパクトを受けた表現をここに引用し構成してみると、

- ・「力はいつも外から、どんな外部性の形態よりも遠くにある一つの外からやってくる。」
- ・「フーコーは、斜線の次元とよぶことのできる新しい次元を作り出した。いわば、それはもはや面ではなくまさに空間に、点や塊や形態を配分することである。」
- ・「（権力を構成する力の表出ないし地図としての）ダイアグラムは、連結する数々の点の傍らに、比較的自由で、解き放たれている点、創造や、変動や、抵抗の点を必ずもっている。：一九六八年は、何と興味深い線のねじれであったことか。」
- ・「総体性とは、ある試みから次の試みへのレベルを移動させる力のことである。」

（いずれも宇野邦一訳による。）

それぞれ、私が自死せずに生きていく力とひらめきを与えてくれる。そのような位置にあるかれ自身は、なぜ墜落死（飛び下り自殺ではなく、窓枠にしばらくぶら下がってから手を放して落下したのだという確信があるのだが）したのであろうか。ドゥルーズの死によって、真先に連想したのは、かれ自身もカフカ論で論及している『判決論』の最後の場面であった。（関連するカフカの表現を、次のページ右に転載する。）ドゥルーズにとっ

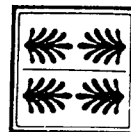
(前略)

「じゃおとうさんはずっとぼくのことをスバイしていたのですね！」とゲオルクが叫んだ。憐愍の表情と共に父親は吐き出すようにつけ加えた。「おまえはもっと前にそう言うべきだったよ。今となってはちとおそすぎるわい。」

それから大声になって、「これでおまえもわかったらう、おまえ以外にも存在するもののが。これまではおまえはただおまえのことしかわからなかったんだ！ むじやきな子どもだったわけさ、おまえはもともと。だが、もっと本当を言えば、おまえという奴は悪魔のような人間じゃ！——だから聞くがよい、わしは今おまえに水死刑を宣告する！」

ゲオルクは部屋から追い出されたのを感じた。父親が彼の背後でどすんとベッドの上に倒れる音を、彼はまだ耳に入れたまま逃げ出した。段がまるで斜めの板でできているように彼が迂りおりて行った階段の途中で、彼は夜のあと片づけに上の住居にあがって行こうとしていた彼の家政婦を突きこころがした。「ひゃー、お助け！」と彼女は叫んで、前かけで顔をかくした。だがもう彼は向こうに行っていた。門からとび出すと、車道を越えてまっすぐ水の方へ引きつけられていった。もう彼は飢えた者が食物をつかむように欄干をつかんだ。少年時代両親の自慢のたねだった優秀な体操選手として、彼はひらりと身をおとらせた。まだ彼は次第に弱っていく両手でつかまりながら、欄干の棒のすき間から一台のバスが通りかかるのをうかがい見た。その音は彼が落ち込む音を容易に消し去ることだろう。そうして彼は小声で叫ぶように言った。「おとうさんおかあさん、でもぼくはあなたがたをいつも愛わらず愛していました。」それから彼は手をはなした。

この瞬間、橋の上をほとんど数限りない車の列が行き交^かっていた。



講談社文庫

変身・判決・断食芸人ほか二編

カフカ 高安国世訳

昭和46年7月1日第1刷発行

昭和55年6月30日第10刷発行

ての〈判決〉は何であったのか判らないまま他の作業をしている過程でいなづまのようにかれのいう「68年の興味深い線のねじれ」のヴィジョンに照らし出される瞬間があった。すでに概念集7の〈無力感からの出立〉で論じたが、69年7月に封鎖解除のためのセレモニーとして大学側が機動隊の演習場で開いた「全学集会」を批判する行動をした学生（という概念規定を超えている名づけ難い存在）たちは機動隊に断崖から追い落とされた。辛うじて岩にしがみつき宙吊られている一人の写真を掲載したが、その名は不明のままである。その後のバリケード解除→正常化の過程で神戸大学の学生寮の傍の工事現場からの闘争参加者と想定できる人の原因や態様が不明なままの墜落死があったことを聞いた後も私にはかれらの名前を知らない、という以上に知ること无意識的に避けていたといえる。それは、その人も学生という概念規定を超えている名づけ難い存在であると把握し、私自身もそのような死に方と無関係ではないと直観していたためでもあるが。しかし、その人やまだ私の知らない領域に生じた可能性のあるその段階の死者たちの〈宙吊り〉や〈墜落〉の瞬間に69年の断崖の光景が脳裏をかすめたことを私は疑わない。

私はドゥルーズについて今このように記すことを通じて、69年の無名の学生（という概念規定を超えている名づけ難い存在）たちへの追悼と再生への提起をしておきたい。ドゥルーズの死の原因、態様、意味などについては殆ど判らないとしても、このような想起をさせてくれた〈フイルムの逆転性〉の感触は確かであり、それはドゥルーズへの追悼と全く無縁ではないはずである。かれも現代の権力の精緻に張り巡らされたダイヤグラムとの格闘に疲れ、追い詰められ、追い落とされ、しばらく窓枠にしがみついた後に落下したといえるのであるから。（それは、生きる目標を失った青年たちによって大阪の中心部を流れる汚染された川に投げ込まれて死亡したホームレスのヴィジョンとも重なる。）

先述した〈フイルムの逆転性〉を、69年以降の無名の死者たちが落下した断崖を、落下の逆過程を表現しつつ舞い上がり、私たちへ未踏の方向を指し示してくれる夢として見始める視点が不可欠であり、それをあらゆる死者たちについて現在・未来的な方法として追求し始める作業が要請されているのであり、それをドゥルーズの死は示唆し得ていることに私は気付いている。

註1ー 88年にエイズで死去したフーコーと共に、ドゥルーズの死に方の異様さと孤立性にはヨーロッパの現代思想の姿が象徴されており、また、病床であえぐフーコーや路面にたたきつけられたドゥルーズが無名の身体として扱われたであろう経過は、95年の地震やサリンによる無差別死を対極に連想させ、それらにはさまれた膨大な死と向き合って私たちの地獄篇の描写と地獄との闘いを持續していく意思をかき立ててくれる。

2ー 〈概念集への索引と註〉に掲載した刊行委の討論断片で、ドゥルーズの死を〈自己を含む状況を重力へ委託する形で処刑したのではないか〉と指摘しているので参照していただきたい。

「ユナボマー」連続爆弾事件、容疑者はナゾの元助教授★★

HELENA, Montana (Reuter)—A former university mathematics professor suspected of being the notorious Unabomber was charged with a federal weapons violation on April 4 after FBI agents found a partially assembled bomb in his remote Montana cabin.

When 53-year-old Theodore Kaczynski made his first appearance in a

Helena courtroom, prosecutors made no mention of the string of Unabomber attacks that killed three people and maimed 23 others from 1978 to 1995.

Kaczynski was taken into custody after being identified as a suspect by members of his own family. The bearded suspect—a reputed mathematical genius who has lived like a recluse in his

rustic cabin since the 1970s—appeared slightly dazed.

Born in 1942 in Chicago, Kaczynski graduated from Harvard University at the age of 20. He was an assistant professor of mathematics at the University of California at Berkeley from 1967 before resigning in 1969. From then on, his past is shrouded in mystery.

【ユナボマー】

・Unabomber 主に大学 (university) と空港 (airport) の関係者を狙った爆弾犯 (bomber) の通称
・partially...bomb 作りかけの爆弾

・made...of ～についてなにも言及しなかった

・string of 一連の

・maim(ed) 傷つける、負傷させる

・taken...custody 身柄を拘束された

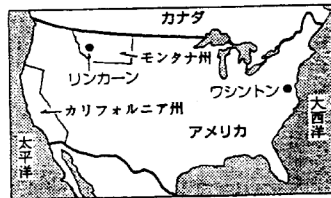
・bearded あごひげをはやした

・recluse いんとん者、世捨て人

・rustic cabin いなかの小屋

・dazed ぼろっとした状態

・shrouded...mystery なぞに包まれている



ただで本を眺める町の図書館には熱心に通っていた。館員はわざわざ、カズンスキー容疑者のために新聞や有名科学雑誌を保存していた。同容疑者は、古い文芸書を順番で読み、原書がないと取り寄せも求めた、という。

(後略)

(前略)

96年4月6日・夕刊

朝日新聞

96年4月4日 朝日新聞

米の連続爆弾犯「ユナボマー」 容疑の元大学助教授を拘束

FBI

【ロサンゼルス3日電】水本和夫一九七八年から九五年まで、米国内で計十六件の小規模爆弾事件を引き起こし、三人を殺害、二十三人を負傷させた連続爆弾事件の容疑者と見られる男が、三日前後、モンタナ州リンカーン郊外にある自宅の山荘で連邦捜査局(FBI)に身柄を拘束された。新聞

社に脅迫状を送りつけて自分の論文を掲載させるなど、異例の行動が目立ち、「ユナボマー」と呼ばれていた。拘束されたのは、シカゴ生まれのテオドール・カズンスキー元大学助教授(53)。ハイテク社会を批判した論文内容から、現代社会への不満が根底にあ

ると思われる。FBIは容疑者が住んでいた山荘などを家宅捜索している。名門ハーバード大学を卒業後、六七年から一年間、カリフォルニア大学バークリー校で助教授として数学を教えていたが、その後は職をかえて各地を転々とした後、山荘に一人で住んでいたという。

掲載要求の論文

朝日新聞

読んだ弟が通報

論文はカズンスキー容疑者逮捕のきっかけにもなった。掲載された論文を読んだニューヨーク州在住の同容疑者の弟が、昨年暮れ、兄が一九七〇年代に新聞社に出した手紙のコピーを発見。技術の乱用を批判するその内容が驚くほど似ていることに気付き、今年初め、弁護士を通じてFBIに連絡した。

「ユナボマー」には百万(一億円余)の懸賞金がかかっており、米各紙は「有罪が確定した場合、弟が支払いを受ける可能性がある」と報じた。

昨年、論文を掲載した際、タイムズとポストは「議論の独立を放棄するのではないか」という批判を浴びた。今回の逮捕に因り、タイムズは「掲載は明らかに(捜査)進展の大きな原因となった」と記事の中で評価した。

(前略)

ユナボマーの孤独な闘い

概念集・別冊1の21ページ右の掲載資料に関連するアメリカの爆弾闘争実行者の容疑でテオドア・カジンスキー氏が4月3日にロッキー山脈の中の小屋で逮捕された。

95年8月にニューヨーク・タイムズとワシントン・ポストが要約を掲載した論文「工業化社会とその未来」については、簡単な報道記事のいくつかと、太田竜氏が刊行している情報誌「マントラ」95年11月号の紹介と論評（一部を次のページ右に転載）を読んで見た限りでいうと、232項目・三万五千語（前記紙は三千語のみを要約掲載）の主張の基本は次のようなものである。

①現代社会の経済的技術的基盤は人間の奴隷化へ向かっており、根底的に批判する。

②既成の左翼的運動はこの経済的技術的基盤に依拠し、強化していくから否定する。

③工業技術社会の欠陥だけの改良はできず、総体の打倒しか解決方向はない。

報道関係者は爆弾闘争（の脅迫による論文掲載要求）に重点をおいて批判し、論文の内容を論評していず、逆に太田氏は論文の紹介と論評はするが、掲載に至る過程への批評はしていない。この部分性は相互に補完し合っているので、ここでは論文掲載の過程、論文の主張の双方に関して刊行委の見解をのべる。

×論文掲載の過程について。

・すでに概念集・別冊1の21ページ右で、特に日本のマスコミが示している反発の仕方を批判した。日本のマスコミは、脅迫による論文掲載要求に対して異和が強いようであるが、記事によれば、論文の掲載は捜査当局の指示によっておこなわれ、おそらく発想や文体を手掛かりとして執筆者（爆弾闘争実行者）がしの媒介とされた。それが逮捕の契機になったという意味においては、日本のマスコミは、反発と逆の反応をしてもよいのである。むしろ、今後もし出現するであろう闘争主体にとってこそ、より本質的（本格的）な試みに際しての教訓であるといいたい。

・マスコミに限らず、大多数の人々にとって爆弾闘争とか脅迫というイメージは、論議の余地なく否定すべきものとしてあるが、そのような先入観をいったん取り払って、無視されている少数者の意見に耳を傾ける姿勢の欠如が、そのような（過激な）方法をとらせていることを内省する方がよい。（過激）と思われる人は皆、本当は心やさしいのである。時として、やさし過ぎるために（過激）に見えるに過ぎない。

・今回の場合は、少数者の過激な意見というよりも、（工業化社会とその未来）という、世界的に関心と共感を呼ぶ意見であり、このような論文掲載要求がなされるまで同水準の論文を掲載（論議）することのなかった科学者、政治家らの責任は大きい。逮捕されたとはいえ、この闘争主体は掲載の意図を達成し、世界的に問題提起し得たといえる。

・しかし、これまでの部分的な資料からの判断ではあるが、あえて限界を指摘すると、既成の科学技術による爆弾の製造、郵便制度や新聞の利用という行為は、既成の科学技

ユナボンバー論文 「工業社会とその未来」 紹介と論評（その八）

一、
「ユナボンバー」とは、米国防務省の調査局が付けた通称であつて、論文の筆者は、F.C.と自稱して居る。
「EIR」誌、「ニュー・フエテラリスト」紙によれば、「ユナボンバー」は、英國王室、島のクラブ、閣の世界権力が動かすエコロジ・テロリスト軍団の一つ、とされて居る。
特に、「地球第一」と、密接な關係がありさうだ。

二、
最近、「地球第一」は、純然たる地下秘密テロ組織「地球解放戦線」との、ある種の分業体制を作つたと報道される。この「地球解放戦線」は、ドイツなど、ヨーロッパに根を張り始めたもののやうだ。
三、
「EIR」一九九五年十月二十日號に、ライアル・ワトソンの新著、「暗黒の自然」の書評（「英國の著述

家が、食人、殺人を、「エコロジ」のために良いこととして持ち上げる」が掲載されて居る。
ライアル・ワトソンはエコロジスト作家として著名で、彼の著作は、日本語でも出版されて居る。
この書評（三頁）は、日本の有志に紹介される必要ありと認められる。
ワトソンの著作が、「ユナボンバー」と、同一陣營に位置することは自明であらう。

四、

一九九五年、ロンドン、Hodder & Stoughton

ニバーシティー大学とボンバー爆弾とを結び付けた語
英語では、ユナボマー、と發音され、日本の報道機関もそのやうに表記して居るが、我々は、爆弾 Bombard と發音語をはっきりさせるために、敢えて、ユナボンバー、と表記する

「ユナボンバー」論文の眼目は、
自然か技術か、
と言ふ、二者擇一の枠組を設定するところにある。

自然は善、
技術は惡、
故に技術を破壊することは善であり、正義である。
と言ふのである。

五、

「ユナボンバー」が、技術破壊の「世界革命」の戰略決定に當たつて、フランス革命とロシア革命の前列に學ぶ、として居るところは大變興味深い。
何故なら、我々は既に、この二つの「革命」が、いずれも、英國（三百人委員会）によつて演出されたことを知つて居るからである。

六、

技術が惡、と言ふことは、人工が惡、と言ふことであらう。
しかし、人間は人工と共に生まれた。従つて、人工が惡、とは、人類の存在そのものが惡、を意味することに成る。我々は、この種の主張が、英國のフイ

八、

「人工」が問題の中心である。

我々は、人類の誕生以來、「人工」には二つの系統があることを知つて居る。

第一は、エントロピー減少志向の人工である。

第二は、エントロピー増大志向の人工である。

エントロピーとは、十九世紀の歐米自然科学（熱力学）の中から作られた用語で、世間一般では使はれない。

自然界の中で、秩序が崩壊して無秩序化して行く傾向を測る數量、と言つた意味であらう。

従つて、エントロピーを減少させる人工物は、自然界の、無秩序から秩序が生まれて来る傾向を促進し、増強するが如く働くのである。

エントロピー増大志向の人工物はその逆である。

「ユナボンバー」論文が云々して居る「技術」は、第二の傾向の所産である。我々は既に、この論點については十分に論旨を展開済みだ。

（了）

術や制度を否定する立場との関連を説得的に提起しつつ実行されたとはいい難い。

- ・論文掲載後に家族（弟）の賞金ほしさ？の密告によって逮捕されたのは残念であるが、これは自己史的な関係への対処の仕方欠損があったことを暗示しているように思う。

Yー論文の主張について。

- ・カジンスキー氏が論文の執筆主体であるのかどうか、一連の事件を実行したのかどうかは、氏の発言としては確認できていないけれども、氏がこの論文を書いたと仮定しておくと、報道による生活様式からは、ロッキー山脈の中の小屋に一人で無職のまま生活しつつ、時々数キロ離れた町の図書館で読書し、往還手段は徒歩か自転車、郵便配達車に乗せてもらったお札に自分で作った野菜を渡すという姿が想像できて、好感を持てる。しかし、この感触が論文からは殆ど伝わってこない。それは、論文の執筆者であることが他の人や権力機構に知られる可能性を少なくするという意味ではプラスであるとしても、それ以上の問題として指摘すると、

- ・氏は技術社会の対抗概念として自然を想定しているのであるが、対置の仕方、それぞれの内容規定がやや機械的に過ぎる。自然以上の自然を作り出しうる技術、その技術をどのように、だれが作り出すかという問題が設定されていない。人間の生理や幻想過程を自然として把握し分析する視点も論文（の要約）からは読み取れない。

- ・氏は60年代末以降の世界的な大学闘争をカリフォルニア大学バークレー校で体験しているようであるが、体験のストレートな記述は無理であるとしても、世界的に共通する大学の矛盾、左翼運動の限界を実感と普遍性を込めて提起することは不可能ではないはずであるのに、論文（の要約）からは読み取れない。

- ・論文の主張の基本として要約した前記の①、②、③は、それ自体としては共感できるといってよいとしても、氏が今後の革命のヴィジョンをフランス革命やロシア革命への肯定的言及のレベルで提起しているのは同意しがたい。未踏の「革命」のヴィジョンと方法が求められているのであり、私たちがそれを追求しているのであるが…。

アメリカの国家権力は、オウムに対すると同様に、氏に対しても死刑を自明とする報復裁判をおこなうであろうが、それに対してもオウム裁判批判で提起した視点が適用できるし、していくべき必然にある。オウム裁判において、被告人／弁護人側から言及する形でのみ可能であろうが、アメリカのユナボマーの提起した同時代的問題との共同審理を提起したい。これが真の国際法廷の出現への接近の条件の一つであることはいうまでもない。

なお、ユナボマーについて紹介し論評した太田竜氏の「マイナス・エントロピー」の提起は共感できるけれども、かれを「闇の世界権力が動かすエコロジー・テロリスト集団」に属するという反ユダヤ活動家らの評価を肯定的に紹介しているのは肯定できない。カジンスキー氏の孤独な闘いの質を止揚しようするような「孤独な闘い」が世界的な規模で私たちそれぞれに求められており、カジンスキー氏は、その動きの無意識的集合の象徴なのだ。

あとがき

序文の註が、あとがき以上の「あとがき」になっているけれども、別の記述をするとき、概念集シリーズ1～12を批評の基軸とする方法からの連続性（x）と移動性（y）の違いをつきとめたい、と作業中に考えた。そして、次第に気付いているのは、

（x）を意識しないで展開してみる場合にも持続している連続性（x）との差が移動性（y）であることである。その視点から別冊1と2を比較して明らかになるのは、

1は、これまでの刊行委の表現過程の必然から概念集シリーズ1～12のテーマや方法の応用としての「オウム」論を目指したが、

2は、1を成立させている状況に潜在している関係性と対峙しつつ、概念集シリーズ1～12のテーマや方法を意識せずに表現を開始しており、「オウム」論そのものに収束せずにはみ出していくとしても、どこかで「オウム」論と交差してくる感触が個々の項目ごとの比重の違いは別としても確実にある。さらに、1の「オウム」状況への論じ方を（x）に対応する指標とすると、2における「オウム」状況からの論じ方が（x）であるということができ、「へ」のとからの方向ないし位相の差が（y）の指標になるのである。

3以降を構想する場合、1↓2の変移以上に「オウム」論を前提とせずに、あらゆる未踏のテーマへ自在な移動性で関わっていくことになるであろうが、その場合にも、今は気付かないラセン状の軌跡を描く予感があるので、その感触も表紙の副題に込めた。

なお、前記の記述と矛盾するようであるが、この号を含めて96年以降は具体的には何も刊行しない可能性があったし、これからもあり続けていくであろう。それは私の発想や生存形態を根底的に変換しかねない条件がラセン状に拡大しているからであり、私もそれを加速しているからであるが……。具体的な予測は私にもできないけれども、以上をかきとめておく。

刊行リスト

内容や刊行過程についての質問・提起などは左記へご連絡下さい。(概念集9や10のへあとがき)に記したような不確定状態にありますが、連絡は可能です。)

〒657 神戸市灘区赤松町一の一 松下 昇 気付 刊行委員会

☎とfax 078・821・4984

刊行物の定価はなく、読者の何らかの表現と交換するのが原則です。ただし、共同作業のためのカンパは歓迎します。郵便振替口座 01150・3・42929

松下 昇(についての)批評集

α 篇1 (88年10月)、2 (89年6月)、3 (95年6月)、… α系は国家による批評

β 篇1 (87年9月)、1 更新版(94年9月)、2 (88年9月)、2 更新版(94年9月)

3 (94年9月)、4 (94年9月)、… β系はマスコミによる批評

γ 篇1~4 (87年11月~88年3月)、5 (88年11月)、6 (93年9月)、

7 (93年9月)、… γ系は個人による批評

表現集1 (88年8月)、2 (88年12月)、3 (94年4月)、

発言集1 (88年9月)、2 (88年12月)、3 (94年5月)、

神戸大学闘争史―年表と写真集― (89年5月、その後さらに更新中)

神戸大学闘争史―別冊1 (93年4月)、別冊2 (93年4月)、

〔3・24〕証言集・上巻と下巻 (89年12月~90年1月)、

菅谷規矩雄追悼集 (90年10月)、

救援通信最終号 (91年5月)、

〔6・20〕討論の記録―不確定な断面からの出立― (91年10月)、

正本〔ドイツ語の本〕 (77年9月)

五月三日の会通信1~26 (70年7月~81年12月)、訂正リスト (93年5月)

時の楔―へへ語に関する資料集― (78年10月)、時の楔へのからの通信 (87年9月)

時の楔通信第〔0〕~〔15〕号 (78年10月~86年7月)、訂正リスト (94年6月)

概念集1 (89年1月)、2 (89年9月)、3 (90年5月)、4 (91年1月)、

5 (91年7月)、6 (92年1月)、7 (92年3月)、8 (92年11月)、

9 (93年11月)、10 (94年3月)、11 (94年12月)、12 (95年3月)、

別冊1―オウム情況論― (95年10月)、別冊2―ラセン情況論― (96年5月)、

序文とあとがきから見た既刊パンフのリスト (93年1月)、2 (95年1月)、

ラセン状の声・仮装複△口の声・時代の声

マライア・キャリー（70年、アメリカ生まれ）

一本の茎ないし枝のように差し出される声が既成の歌の基本であると仮定すると、かの女の声は一本の茎ないし枝をうねり這い昇ってくる蔓のような迫力があり、超高度の音程を自在に往還できる才能によって一層その効果が増幅されている。歌詞からはみ出す呼吸音や付加音（オオとかアアなど）も歌詞に対応する声と対等の比重がある。かの女は勿論商業ベースで売りに出され、それ故に私のような者の耳にも届いているのであるが、その上でいうと、かの女の声の特性は、歌手として認められるまでの前史に影を落としているであろう混血Ⅱ仮装複合への差別（父はベネズエラ系、母はアイルランド系）をはね返しつつ、歌に潜在する可能性を取り出す喜びを共有させる力のために、意外な示唆を与えてくれる。例えば、既成の概念をラセン状にたどり再構成する試みへのインパクトとして。かの女の場合には、定式化した歌い方を超えることの素晴らしさを示した《クリスマス》シリーズの諸曲（94年）に声の特性が、自分で作詩・作曲した《デイ・ドリーム》シリーズ（95年）の特にヘイツ・フリーに歌手としての、また歌という形式の自由な本質が最もよく示されている。ただ、不可避的な経過であるうが、この感覚の根源を聴こうとせずに、自己の安定した（？）生活の刺激剤として扱う人々が増加しているので、そういう人たちは無視して着実な生活を選んではいいが、それをかの女に望むよりは、私たち自身の聴き方を変革しつつヘマライヤンを聴くべきなのであろう。

エンヤ・ニ・ブレナン（82年、アイルランド生まれ）

ケルトの音楽的・文明的遺伝子を復活させている、かの女の歌は、ケルトの民を駆逐して支配的となったローマ・ゲルマン的ヨーロッパを軸として発展してきた現在の文明に疑問をもつ人々にとって、情祝的な意味を持っているが、それに対応して重要なことは、かの女が今もアイルランドの暗鬱な海岸近くに住み続け、作曲・演奏・歌の全過程に仮装的に関わっていることである。何重もの孤独からつくり出した、自分の声や楽器演奏をテープにとる作業を繰り返しつつ、ラセン状に重ね合わせ、複合していく方法……。これは、六甲空間で表現と刊行を持続してきている私にとって示唆的という以上の励ましである。曲として何がいいと思うか、と十代の人々から質問された時、私は、英語の歌詞のついたものよりは、《ケルツ》シリーズ（92年）や《ウォーター・マーク》シリーズ（88年）のケルト語の歌、ハミングだけの曲、楽器だけの曲が最もいいとのべ、エンヤを聴く人がどの曲に魅きつけられるかで、その人の現在の位置が照らし出される、と付け加えた。来日をファンの代弁者のフリをして強要する日本のコマーシャルズムへの批判も。本当のファンや本当にかの女の表現を生かし応用しようとしている人々は、かの女の表現の根拠と無縁な来日など必要としない。かの女には世界的な人気とは無関係に（しかし、アイルランドの内戦を凝視しつつ）、断崖の傍で何かを小声で歌っているのがふさわしい。

I AM FREE

Lyrics: Mariah Carey
Music: Mariah Carey, Walter Afanasieff

ONCE I WAS A PRISONER
LOST INSIDE MYSELF
WITH THE WORLD SURROUNDING ME
WANDERING THROUGH THE MISERY
BUT NOW I AM FREE...

YOU GAVE ME A BREATH OF LIFE
UNCLOUDED MY EYES
WITH SWEET SERENITY
LIGHTING A RAY OF HOPE FOR ME..
AND NOW I AM FREE...

FREE TO LIVE
FREE TO LAUGH
FREE TO SOAR
FREE TO SHINE
FREE TO GIVE
FREE TO LOVE
FREE ENOUGH TO FLY

ONCE I WAS ALL SO ALONE
UNSTEADY AND COLD
BUT YOUR LOVE RAINED DOWN UPON ME
WASHING AWAY UNCERTAINTY
BUT NOW
I AM FREE

Walter Afanasieff: Keyboards, Synth, Bass, Drum &
Rhythm Programming
Loris Holland: Hammond B-3 Organ



SRC57621 / STEREO

中島みゆき（52年、帯広生まれ）

アメリカ・ヨーロッパとは遠いアジアから前記の二人を把握すると、それぞれの、またみゆき自身の位置がより明確に視えてくる、いや、聴こえてくる。註のように記すと、

・作詩・作曲・ギター演奏・歌唱の全過程に関わる出発をしているために、広く知られていく段階で音楽の商業システムや楽器・技術・複数の声を媒介する他者との共同作業がもたらす仮装複合感覚を深く身に引き受け、かつ逆用もしてきている。従って、前記の二人の音楽の理解や、それ以外の多くの試みにとって役立つ。

・ある歌が国境を超えて、原曲の言語がただちには理解できない範囲へ広がる場合の問題としていうと、みゆきは、明確に日本の国境を超える民衆の歌をめざしており、それは「EAST ASIA」（92年）で、ひそやかな反権力性の姿勢でラセン状に繰り返される

「く」の名は EAST ASIA 黒い瞳のく」

むずかしくは知らない。ただ EAST ASIA」という歌詞や、アジアのモンスーン

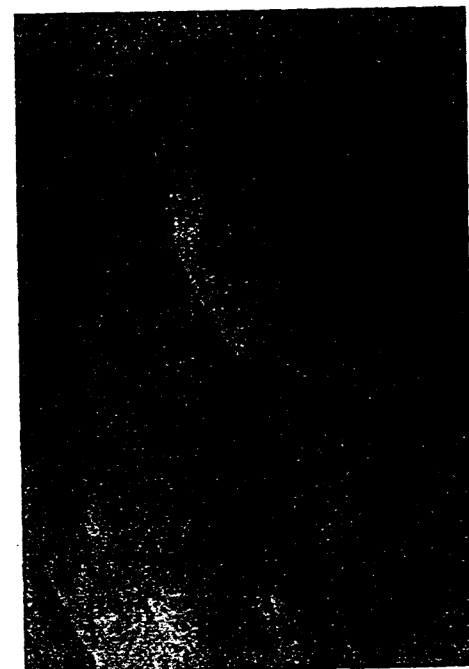
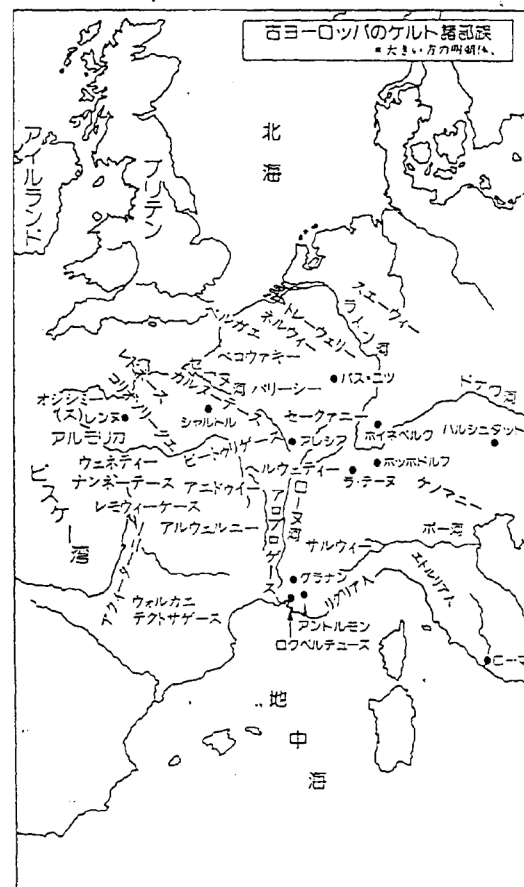
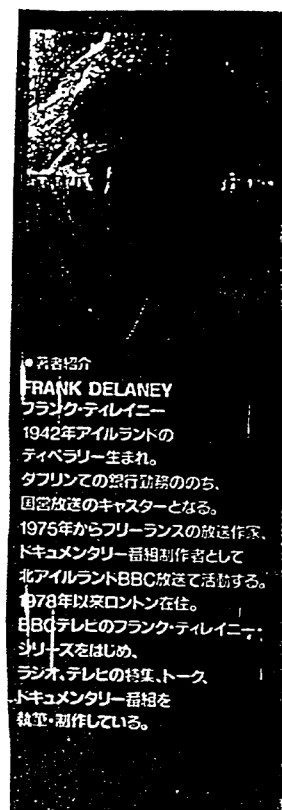
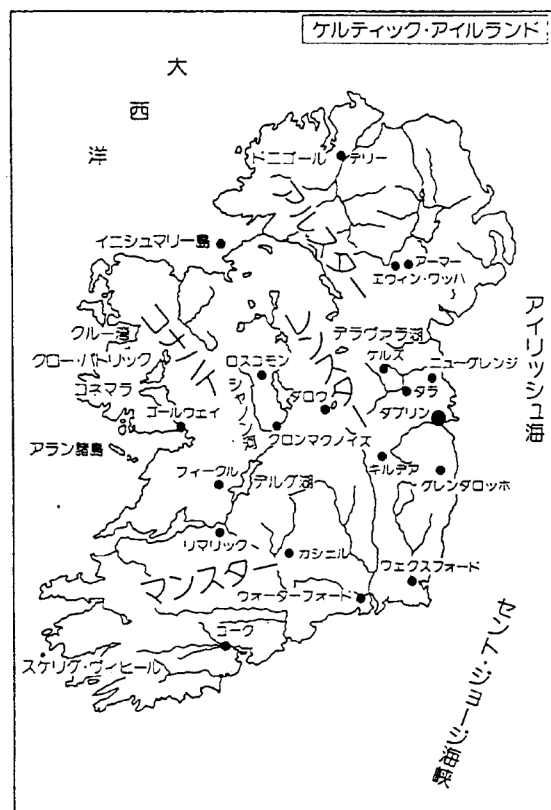
地帯の音感を想起させるメロディーからも示されている。実際に東アジアでのコンサートもおこなわれてきているが、かの女の歌は、かりに日本の国境内で聴く場合にも東アジアの歌として聴き直す段階に来ているのではないか。

・マライアは全ての歌を英語で、かつ驚くべき質と幅の声で歌うから殆ど目立たないが、対比的にエンヤの本質的なものがケルト語ないし楽器で表現されていることに注目するならば、東アジアの人々がみゆきの歌の意味を日本語としては殆ど理解しないまま聴く場合の感覚へ接近しやすくなる。それは私たちのように日本語を理解する者にとって把握が困難であったみゆきの本質を示唆してくれるかも知れない。これは、マライアやエンヤが歌う言葉を理解できる人々にもいっておきたいことである。

・ただ、ここまでのべたことを提起を実現していくのは容易ではないと直観する。東アジアでのコンサートの曲名を正確には把握していないが、例えば89年後の暗い時期に出現した「時代」（75年）等は含まれていないであろうし、それらのCDやテープも殆ど売れていないはずである。これらの曲が東アジアで心をこめて聴かれるようになるまでには、東アジアの社会的・文明的段階が日本の89年に対応する瞬間を潜り、その後の困難さを味わうことを必要条件とするから。

・この直観は、東アジアが発展途上の遅れにあるのではなく、逆に日本こそが、89年を通過した後、東アジアのどの地域よりも89年から後退しているという判断に基づいている。むしろ、このような聴き方を再びラセン状に実現する位置にあるのは、私たち自身なのである。この遅れの転倒を私たちは音楽だけでなく様々の領域で持続して、（日本の国境内を含む）東アジアの人々と一緒に、みゆきやマライアやエンヤの歌の向こうにあるものを聴き取り、まだ出現していない「時代」の歌をつくり出し、歌い始めたい。

・



エンヤ・ニ・ブレナン

ケルト——生きている神話 ● 発行所
 1993年3月1日 第1版第1刷発行
 1994年2月1日 第1版第4刷発行

監修者 鶴岡真子
 著者 森野隆子
 発行所 矢部文治
 印刷所 岩田印刷株式会社

発行所 創元社
 (〒530) 大阪市北区西長町1-1-1
 TEL: 06-231-1111

註

1―この項目で言及した歌（「IT'S FREE」「THE MEMORY OF TREES」および

「EAST ASIA」）の三曲をテープ録音したものを準備しているので、聴いてみたい方はご連絡下さい。テープ録音はもちろんへ無断ですが、その意味は機会をつくりつつかの女たちへ伝えていきます。きっと同意するでしょう。

2―この項目は、もともとオウム教団の音楽について、高次の境地への移行に役立つアストラル音楽のテープが約20種類あることを知ったので、女性の声による歌のテープがあれば、それを媒介して何かを論じるつもりで構想していた。しかし、テープを申し込む際に確認すると、麻原尊師が瞑想中に啓示を受けて作曲したものと、器楽演奏によるものだけで、女性の声による歌のテープはない、とのことであった。ここにはオウム教団における女性の位置づけ（従属化、手段化）が反映しているといってもよいであろう。しかし、ともかくテープの一つ「アストラルへの旅」を聴いてみた。これは麻原氏が啓示・作曲したものをカッサバ氏と音楽集団が編曲・器楽演奏したと記されている。私はまだ現実の渦に執着しているためか、特に魂が浄化されるというような感じにはならなかったけれども、参考にはなったし、オウムへのめり込む修行のためという範囲を超えて多くの人に示唆を与えうると思う。

私にとっては、このような経過をたどって前記の三人について、より深く何かが判ってきたことが最も大きい成果であるといえる。これからも、

歌うことの喜びと器官への影響（マライア）

楽器との対的關係の自覚（エンヤ）

古代アジア以来の巫女性の現代化（みゆき）

などを媒介して、音と宗教（だけでなく、幻想性構造の総体）の原初と終焉をとらえていきたい。

3―橋本治『宗教なんかこわくない！』（95年7月）で一番感心したのは、テレビで流された麻原氏の「信者のためのテープ」の声へ修行するぞ……修行するぞ……修行するぞ……の語尾が勢いよく上がらず、逆に下がっていることへの注目である。橋本氏は、この話し方は、他人から一度もまともに扱われたことのない人間の話し方であると結論づけている。この結論には直ちに同意し難いけれども、着眼点には感心した。他の論点のどれよりも。

EAST ASIA

作詞・作曲：中島みゆき/編曲：渡辺一三

降りしきる雨は霞み 地平は空まで
旅人一人歩いてゆく 星をたずねて
どこにでも住む処のように 地を這いながら
誰とでもきつと 合わせて生きてゆくことができる
でも心は誰のもの 心はあの人のもの
大きな力にいつも従わされても
私の心は笑っている

こんな力だけで 心まで縛れはしない
くにの名はEAST ASIA 黒い瞳のくに
むずかしくは知らない ただEAST ASIA
くにの名はEAST ASIA 黒い瞳のくに
むずかしくは知らない ただEAST ASIA

モンスーンに抱かれて 柳は揺れる
その枝を編んだゆりかごで 悲しみ揺らそう
どこにでもゆく 柳絮に姿を変えて
どんな大地でも きつと生きてゆくことができる
でも心は揺りゆく 心はあの人のもと
山より高い壁が築きあげられても
柔らかな風は 笑って越えてゆく
力だけで 心まで縛れはしない

くにの名はEAST ASIA 黒い瞳のくに
むずかしくは知らない ただEAST ASIA
くにの名はEAST ASIA 黒い瞳のくに
むずかしくは知らない ただEAST ASIA

世界の場所を教える地図は
誰でも 自分が真ん中だと、言い張る
私のくにをどこかに乗せて 地球は
くすくす笑いながら 回ってゆく
くにの名はEAST ASIA 黒い瞳のくに
むずかしくは知らない ただEAST ASIA



あたし 東洋産の地球人の...女だよ
中島みゆき

中島みゆき
NEW ALBUM
EAST ASIA
本日発売